

<素 案>

伊佐市第7期障がい福祉計画

第3期障がい児等福祉計画

(令和6年度～令和8年度)



令和6年3月

伊佐市

## 伊佐市における「障害」のひらがな表記の取り扱いについて

「障害」の「害」という漢字の表記については、「公害」等マイナスイメージがあります。また障がいのある人やそのご家族、関係団体の方々からは、表記を改めてほしいとのご意見が今まで寄せられてきました。

「害」の字をひらがなで表記することについては、「害」だけではなく、「障害」すべてをひらがな表記にすべき等様々な意見がありますが、本市では、障がいのある人やそのご家族の皆さんの思いを大切に、これまでの「伊佐市障がい者計画」や「伊佐市障がい福祉計画及び障がい児等福祉計画」では「害」の字のひらがな表記を使用してきたところです。

### 表記の取り扱い

- (1) 「障害者」を「障がいのある人」と表記します。
- (2) 何らかの名称等で「障がいのある人」と表現することが適当でない場合は、「障がい者」と「害」を「がい」とひらがなで表記します。(例：障がい者福祉、障がい者施策、障がい者スポーツ等)
- (3) 「障害」を「障がい」と表記します。(例：障がい程度、障がい種別、重度障がい、重複障がい等)

### 適用されないもの

法律等の名称及び法律等で使用されている用語、法定の制度の名称、団体名等の固有の名称、人、医学用語等

(市長あいさつ)

# 目次

第1章 計画策定の趣旨	1
1. 計画策定の背景・趣旨	1
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画期間	6
4. 計画の対象と範囲	6
5. 計画の策定体制	7
第2章 伊佐市の現状	8
1. 統計データから見る伊佐市の現状	8
2. アンケートから見る伊佐市の現状	16
第3章 計画の基本的な考え方	41
1. 基本理念	41
2. 基本的視点	42
第4章 障がい福祉計画・障がい児等福祉計画	44
1. 計画の基本方針	44
2. 前期計画の成果目標の評価	46
3. 成果目標の設定	51
4. 障がい福祉サービスの見込量と確保方策	61
5. 障がい児等通所支援及び児童相談支援の見込量と確保方策	69
6. 地域生活支援事業の推進	72
第5章 計画の推進体制	77
1. 計画の推進のために	77
2. 推進体制の整備	78
資料編	79
1. 伊佐市障害者自立支援協議会委員名簿	81
2. 用語集	82

# 第1章 計画策定の趣旨

## 1. 計画策定の背景・趣旨

近年、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が進む中で、障害福祉サービスのニーズはますます複雑化・多様化しており、全ての障がいのある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔たられることなく社会参画と意思決定を行い、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に支え合う共生社会の実現が求められています。

令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症の拡大は、市民生活に大きな影響を及ぼしています。特に、障がいのある人や高齢者、生活困窮者等は大きな影響を受け、感染拡大防止のための措置により、地域の交流・見守りの場、相談支援を受ける機会を喪失し、社会的に内在していた孤独や孤立の問題が浮き彫りになり、障がいのある人やその家族などへの支援がますます必要とされるようになりました。

国においては、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正が令和3年6月に公布され、民間事業者による合理的配慮の提供が令和6年4月から義務化されます。

また、令和4年9月には、障害者の権利に関する条約に基づき、日本政府が国際連合の障害者の権利に関する委員会に提出した報告書に対する総括所見が示され、この中で、差別解消法における救済の仕組み、脱施設、インクルーシブ教育<sup>\*</sup>などを始めとする多くの課題について、改善勧告がなされました。

その後も、障がいのある人に係る法律・制度の改正が進められる中で、令和5年には国が第5次障害者基本計画を策定しました。共生社会の実現に向け、障がいの有無にかかわらず、全ての国民は等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障がいのある人が自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援するとともに、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去することを基本理念とした取組が進められています。

伊佐市（以下「本市」）においても、国の動向や本市の実情に基づき、障がい者施策の基本理念や施策の方向性を定めるものとして、「伊佐市障がい者計画」、「伊佐市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児等福祉計画」を令和3（2021）年3月に策定し、障がいのある人に関する各種施策を推進してきました。

この度、「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児等福祉計画」の計画期間満了に当たり、障がい者福祉制度に係る法改正等の社会動向や本市の実情を踏まえた「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児等福祉計画」を策定し、障がい福祉施策を総合的、計画的に推進していきます。

文中の※については巻末の用語集にて説明しています。ご参照ください。（以降のページも同じ）

◆国の障がい福祉施策をめぐる近年の動向

令和3年 6月	改正「障害者差別解消法」公布 ※民間事業者の合理的配慮の提供義務を法的義務とするとともに、行政機関相互間の連携の強化等について定める。
9月	「医療的ケア児支援法」施行 ※医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止し、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現を目的とする。
令和4年 5月	「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」施行 ※障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することで、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。
12月	「障害者総合支援法等の一部を改正する法律」公布 ※基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等の整備の努力義務化、就労選択支援サービスの創設等を定める。
令和5年 3月	「障害者基本計画（第5次）」策定 ※障がい者を必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉えた上で、施策を総合的・計画的に推進することで、条約が目指す社会の実現につなげる。加えて、障がい者への偏見や差別の払拭、「障害の社会モデル」等障がい者の人権の確保の上で基本となる考え方等への理解促進に取り組み、多様性と包摂性のある社会の実現を目指すことが重要であり、政府において各分野の施策を実施する。
5月	「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」告示

■障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正について（通知）（令和5年5月19日付け障企発0519第1号・こ支障発第14号）の主な改正内容■

### 3. 基本指針の見直しの主な事項

#### ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

#### ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

#### ③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

#### ④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

#### ⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

#### ⑥地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

#### ⑦障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

#### ⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

#### ⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

#### ⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

#### ⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かい地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

#### ⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

#### ⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

#### ⑭その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

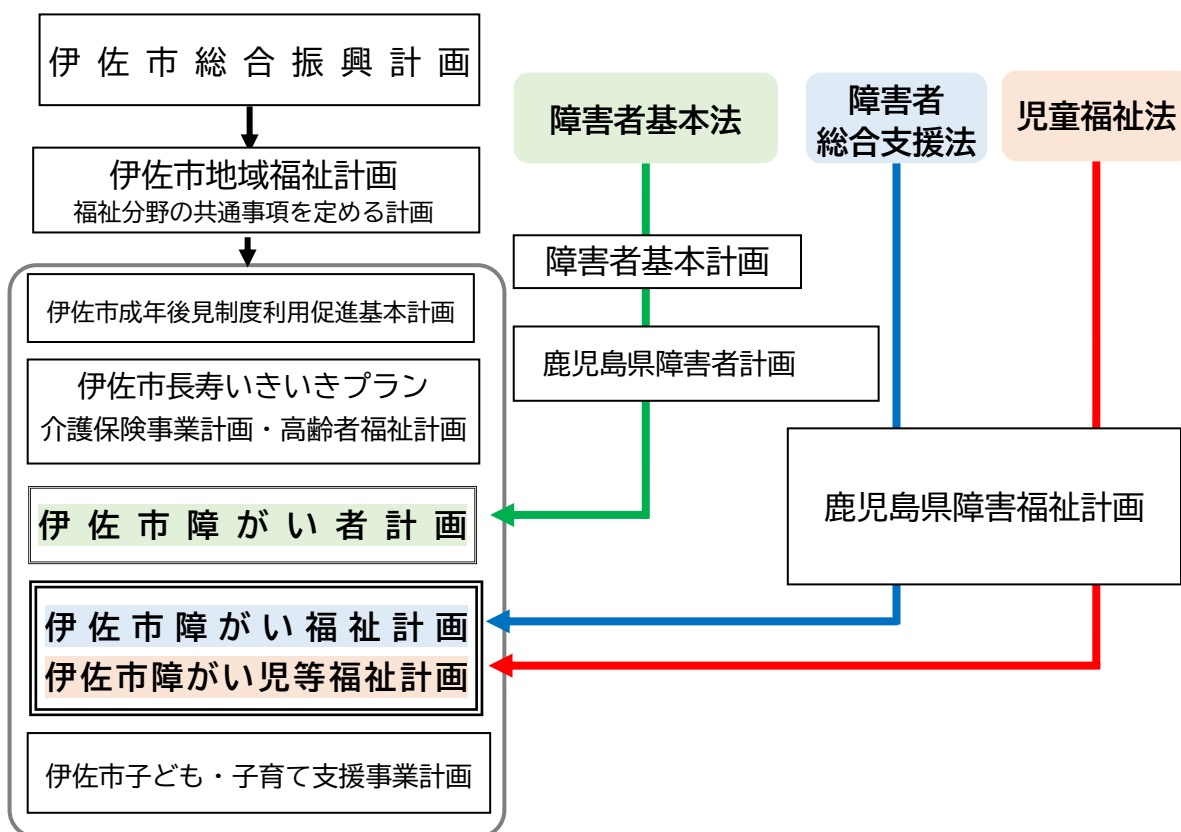
## 2. 計画の位置づけ

障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項に定められた「当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」です。市における障がいのある人のための施策の、最も基本的な考え方などを定める、中長期の計画となります。

また、障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に定められた「市町村障害福祉計画」、障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に定められた「市町村障害児福祉計画」となり、この2つの計画を一体的に策定するものです。

また、本計画は、上位計画である「伊佐市まちづくりビジョン」や「伊佐市地域福祉計画」をはじめ、市の各種関連計画及び国・県の計画との整合性を図っています。

### ◆上位・関連計画、根拠法





### ○障害者基本法第 11 条第 3 項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

### ○障害者総合支援法第 88 条第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

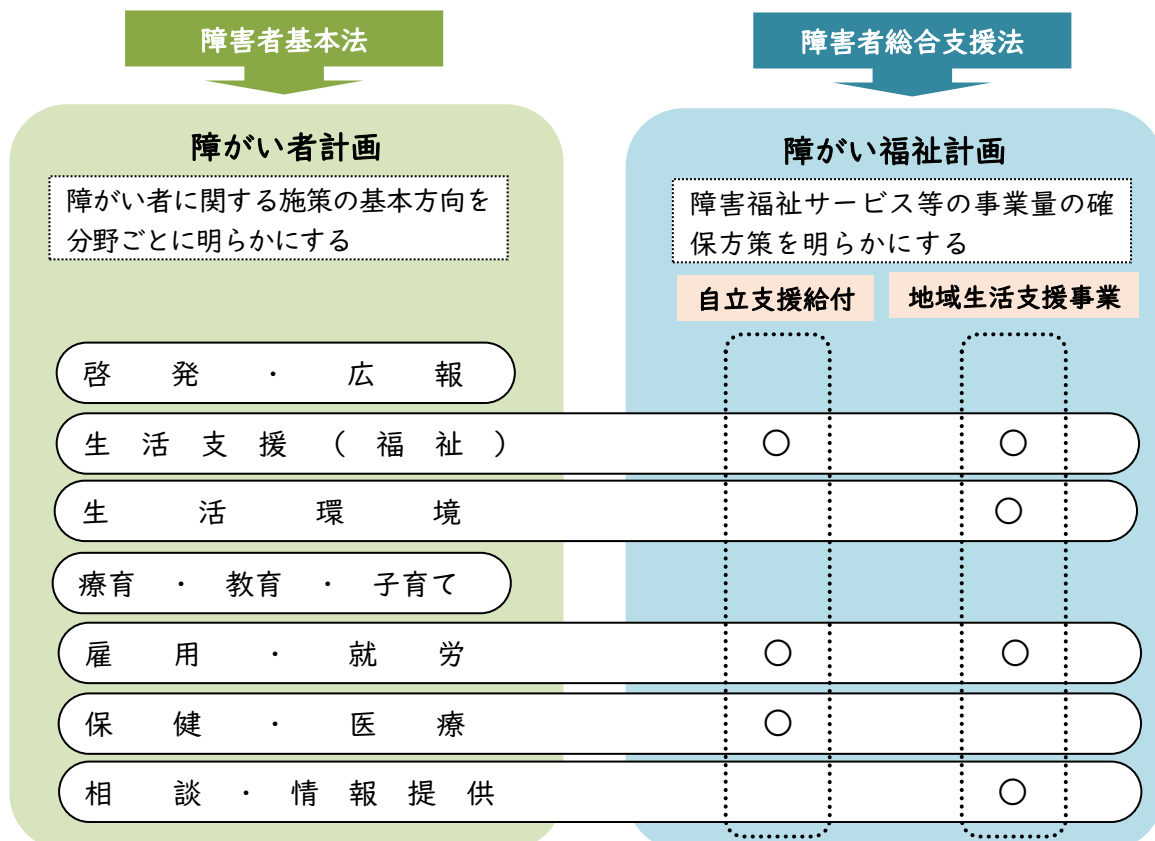
### ○児童福祉法第 33 条の 20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

## ◆障がい者計画と障がい福祉計画の関係

「障がい者計画」は、「障害者基本法」に基づく障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画です。

「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法で、「市町村障がい者計画」その他の法律の規定による計画であって障がいのある人等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれなければならないとされており、平成 24（2012）年度版障害者白書で、「障がい者計画」と「障がい福祉計画」の具体的な関係として、「障がい者計画」に掲げる「生活支援」等の事項の中で、障害福祉サービスに関する 3 年間の実施計画としての位置づけとして作成することが適当であるとされています。



### 3. 計画期間

本市では、「障がい者計画」と「障がい福祉計画及び障がい児等福祉計画」の整合性を図って施策展開するために、次のとおり計画年度を設定しています。

① 障がい者基本計画

令和3（2021）年度から令和12（2030）年度まで（10年間）

② 障がい福祉計画・障がい児等福祉計画

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度まで（3年間）

※障がい福祉計画と障がい児等福祉計画は、3年間を基本として柔軟な期間設定が可能となりました。今期計画は障がい者計画との整合性を図るため3年間とします。

R3 (2021) 年度	R4 (2022) 年度	R5 (2023) 年度	R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度	R9 (2027) 年度	R10 (2028) 年度	R11 (2029) 年度
障がい者基本計画								
障がい福祉計画 (第6期)			障がい福祉計画 (第7期)			障がい福祉計画 (第8期)		
障がい児等福祉計画 (第2期)			障がい児等福祉計画 (第3期)			障がい児等福祉計画 (第4期)		

### 4. 計画の対象と範囲

本計画で記載している「障がい者」とは、障害者基本法で定められている「身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病（特定疾患）、高次脳機能障害、その他の心身の機能の障がいがあるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける」人を総称するものとして使用し、その家族や地域、社会全体への働きかけも含めた施策を推進します。

また、「障がい児等」と区分している場合は、18歳未満の障がいのある又は支援を必要とする乳幼児・児童生徒のこととしますが、区分していない場合には年齢は問わないものとします。

## 5. 計画の策定体制

### (1) 各種調査の実施

障がいのある人等の生活実態や障がい福祉サービスの利用意向、行政に対する要望を把握するため、障がいのある人等（障害者手帳所持者、障がい児等通所支援利用者）に対するアンケート調査を実施しました。

また、障がいのある人や事業・活動の現状や課題、今後の事業展開の意向等を把握するため、関係機関に対するアンケート調査を実施しました。

調査名称	調査対象	調査方法調査期間	回収結果
伊佐市福祉に関するアンケート調査	市内在住の障害者手帳所持者、障がい児等通所支援利用者（保護者）	郵送による配布・回収 令和6年1月10日 ～令和6年1月26日	配布 799人 回収 281人 回収率 35.1%
関係機関意向調査	障害福祉サービス事業所、小中高等学校 など等	郵送による配布・回収 （市立小中学校は連絡便による配布回収） 令和6年1月25日 ～令和6年2月5日	配布 70か所 回収 人 回収率 %

### (2) 伊佐市障がい者計画等策定体制

計画案を検討するため、保健、医療、福祉及び労働の関係者のほか、障がいのある人、障がい者団体関係者、学識経験者等を委員とする「伊佐市障害者自立支援協議会」を体制の基本に検討協議し、集約を行いました。

委員会名称	開催日	議事内容
第1回策定委員会	令和5年 11月22日	・第6期計画の目標値に係る利用実績について ・計画策定の概要及び策定方針 ・アンケート調査結果について ・今後のスケジュール
第2回策定委員会	令和6年 2月15日	・計画素案について
第3回策定委員会	令和6年 3月19日	・パブリックコメントの実施報告 ・計画成案の承認 等

### (3) パブリックコメントの実施

市民に開かれた委員会として、令和6年2月●日から同年3月●日までの期間に本計画案を広く公表し、その案に対しての意見や要望の意見募集を行いました。

## 第2章 伊佐市の現状

### 1. 統計データから見る伊佐市の現状

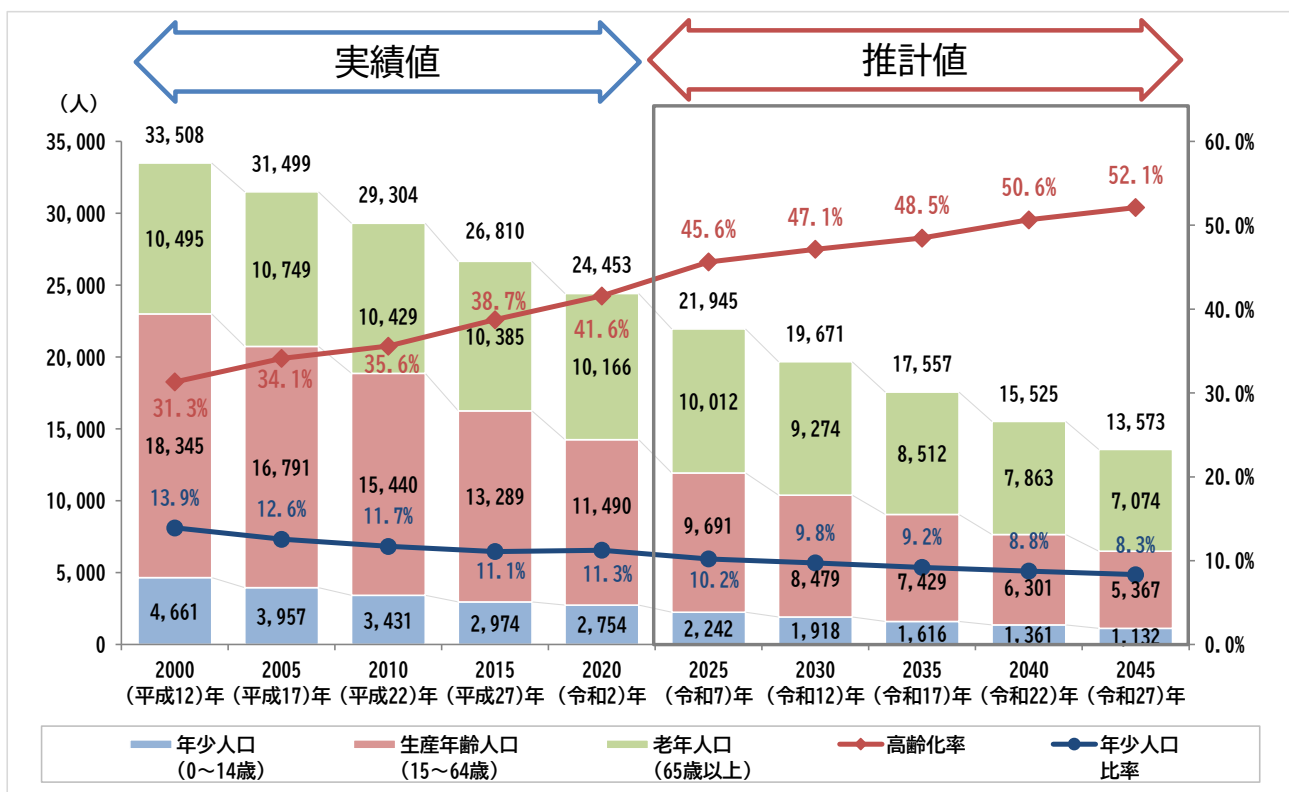
#### (1) 人口の状況

##### ① 年齢3区分人口の推移

本市の人口は年々減少しており、令和2年では24,453人となっています。

年齢3区分別で見ると、3区分ともに減少しており、特に「15歳未満」と「15歳～64歳」の減少率が高く、高齢化率は41.6%となっています。

今後も減少傾向が続くと見込まれ、高齢化がさらに進展することが予測されます。



出典：平成12年～令和2年は「国勢調査」総務省、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」より

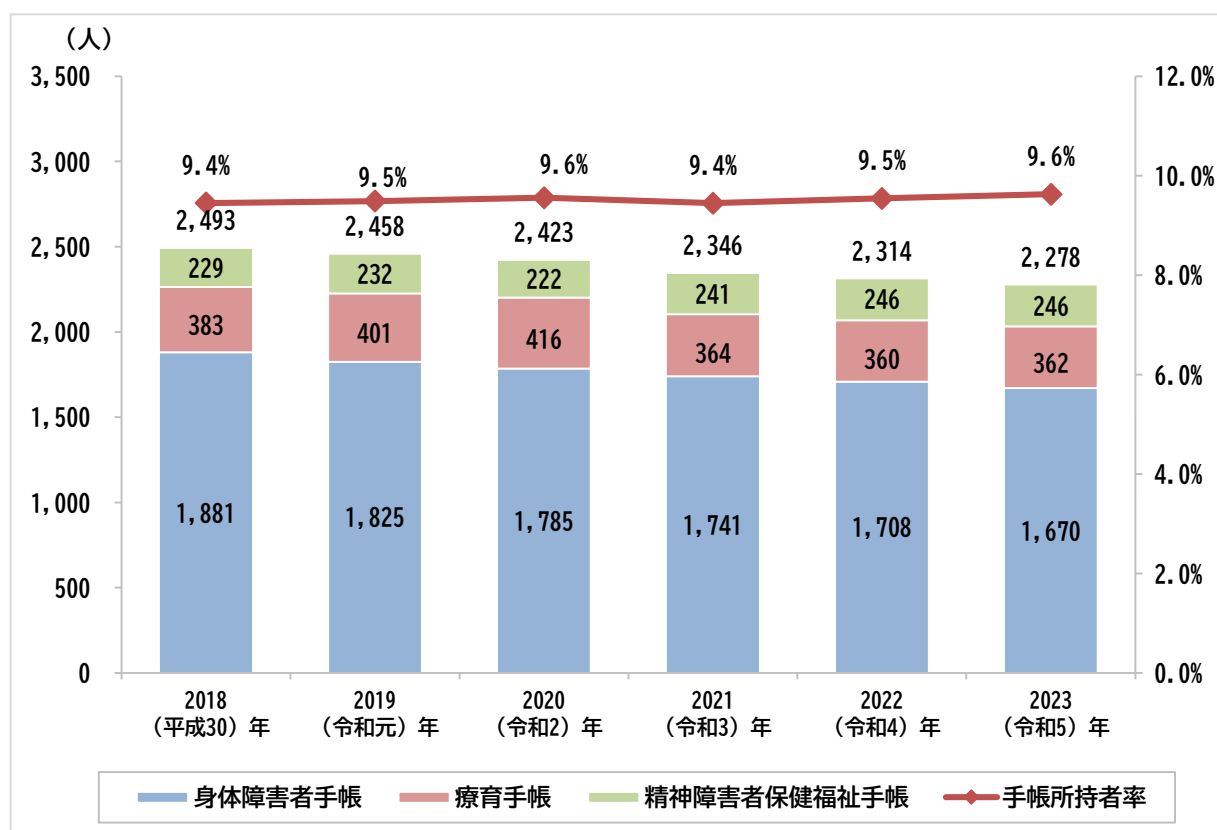
## (2) 障がいのある人の状況

### ①各手帳所持者数の推移

本市の障害者手帳所持者数の推移をみると、年々減少傾向にあり、令和5年には2,278人となっています。

手帳種別でみると、身体障害者手帳所持者数が最も多くなっていますが、人口減少に伴い年々減少しています。

総人口に対する割合は、身体障害者手帳所持者が横ばい傾向、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者が増加傾向にあります。



出典：手帳所持者数は福祉課（各年4月1日現在）、総人口は住民基本台帳（各年10月末現在）

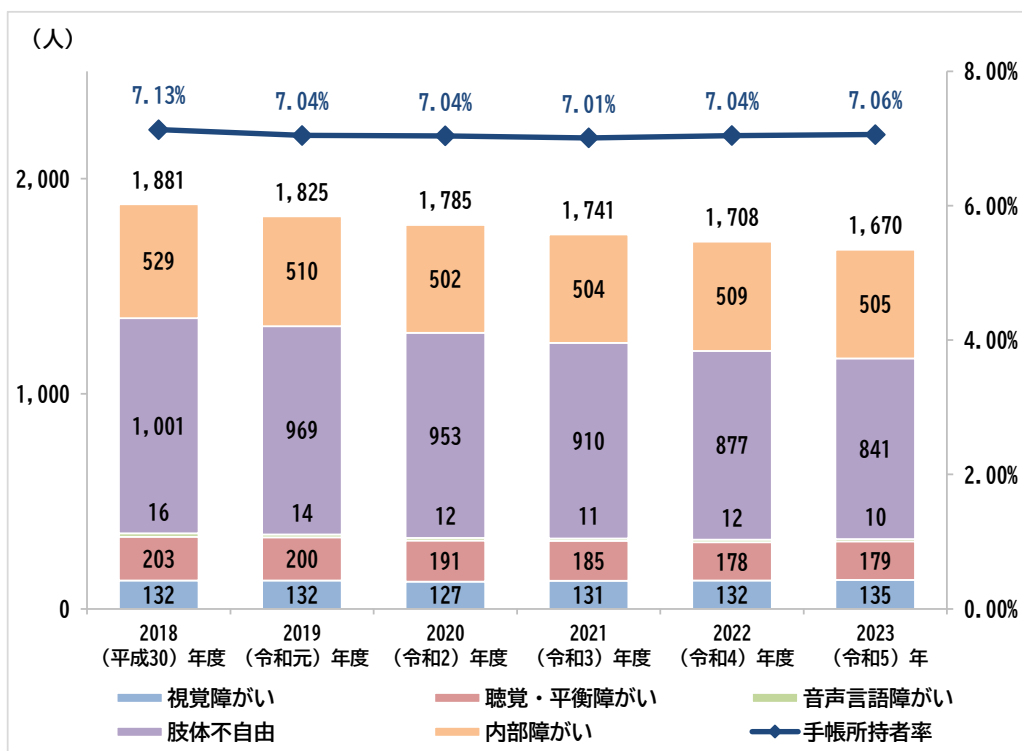
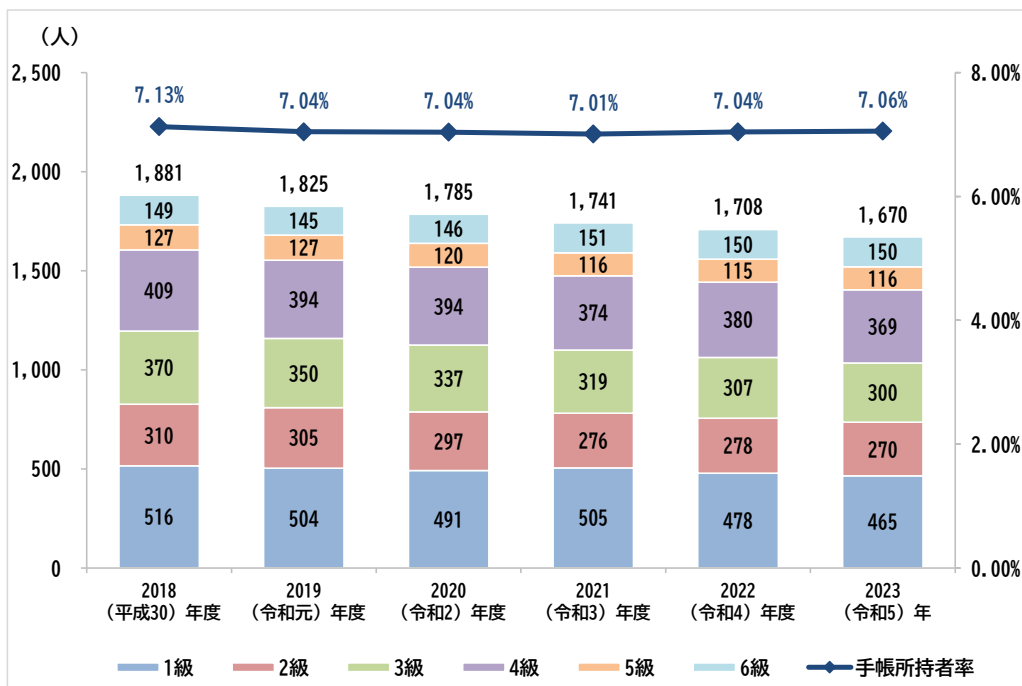
## ②身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、令和5年度現在で1,670人であり、3年前の令和2年度の1,785人と比較して115人の減少となっています。

障がい程度別でみると、全ての障がい程度で概ね減少傾向となっています。また、令和5年度の1、2級（重度）の占める割合は44.0%となっています。

障がい種別でみると、肢体不自由が最も多く、約5割を占めています。

### ■身体障害者手帳所持者数の推移



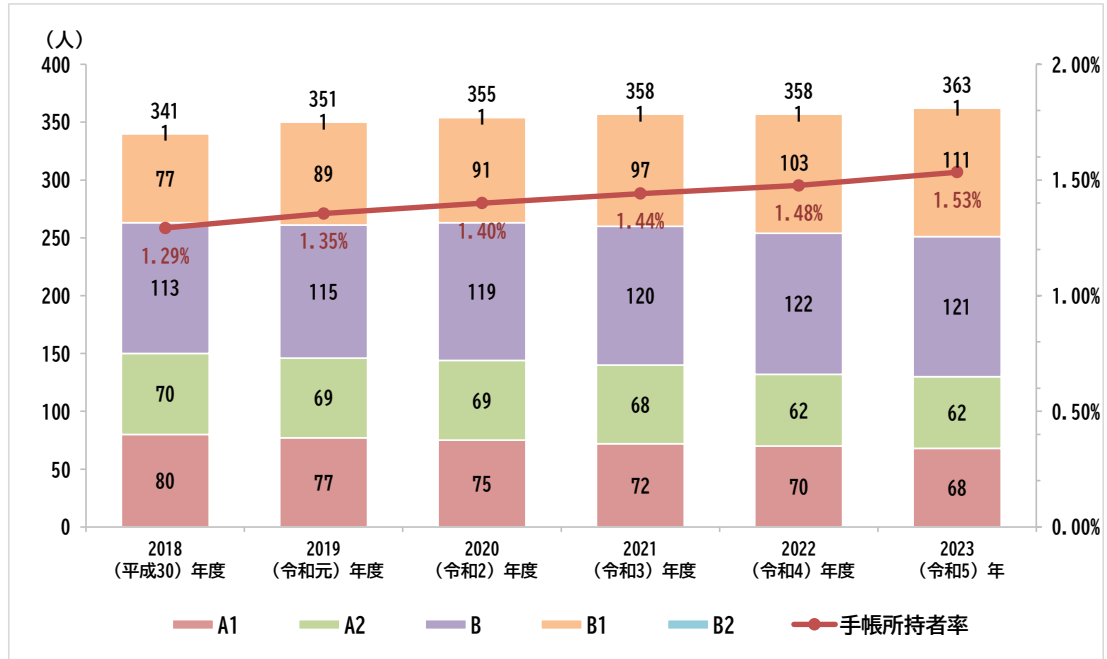
出典：福祉課（各年度4月1日現在）

### ③療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数の推移をみると、令和5年度現在で363人であり、3年前の令和2年度の355人と比較して8人の増加となっています。

障がい程度別でみると、B1、B2（軽度）の所持者数が増加傾向となっています。

■療育手帳所持者数の推移

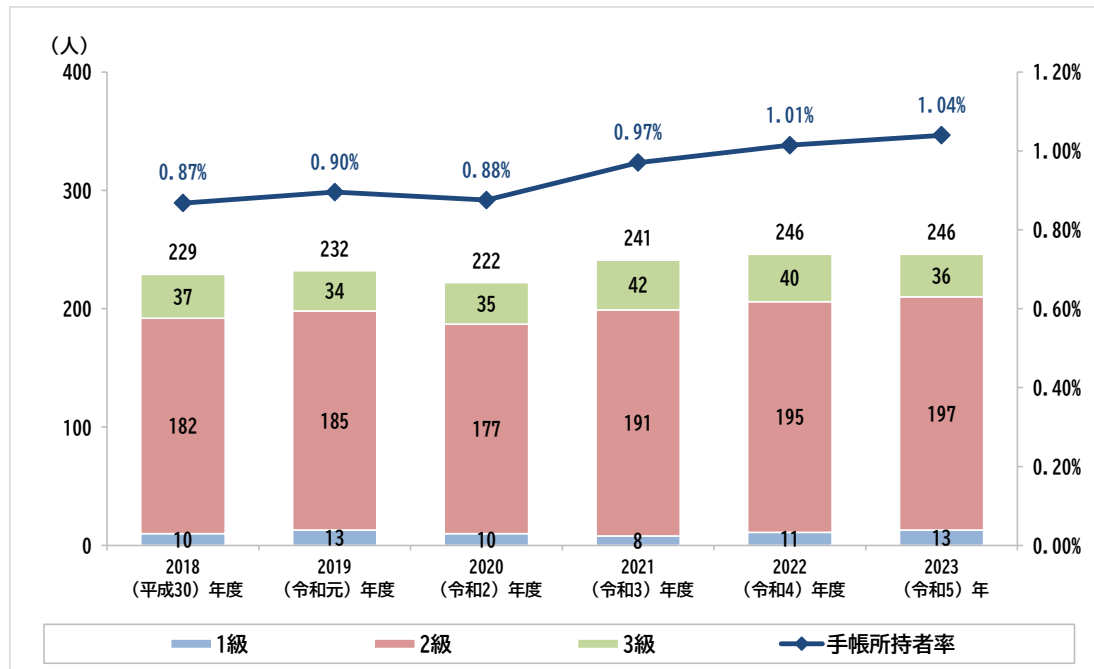


出典：福祉課（各年度4月1日現在）

#### ④精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、令和5年度現在で246人であり、3年前の令和2年度現在で222人と比較して24人の増加となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



出典：福祉課（各年度4月1日現在）

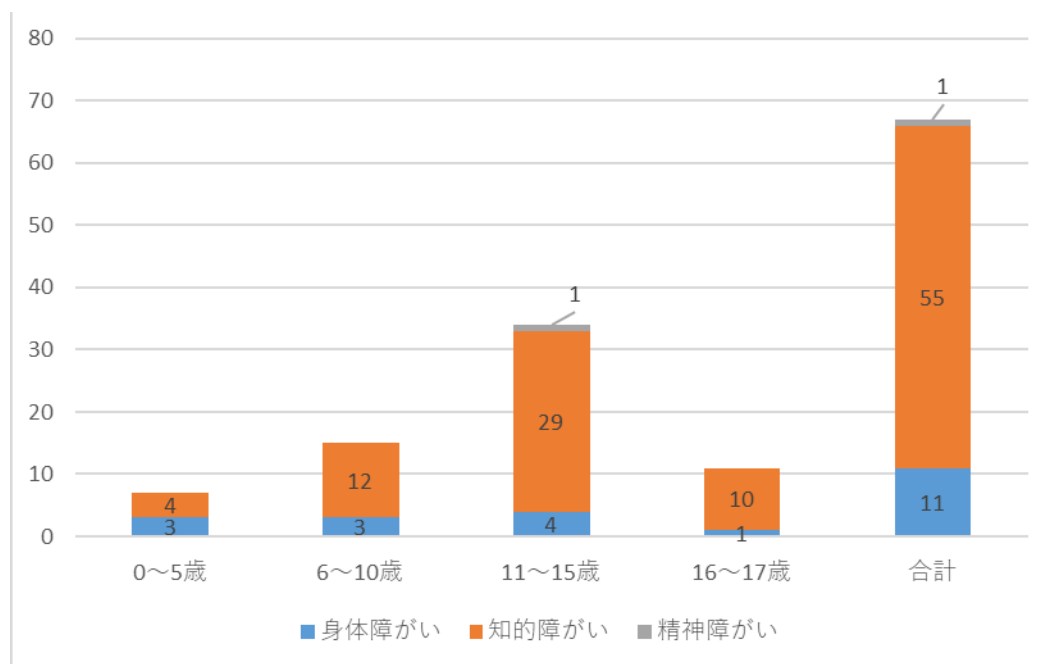


## ⑤障がい児の療育、就学の状況

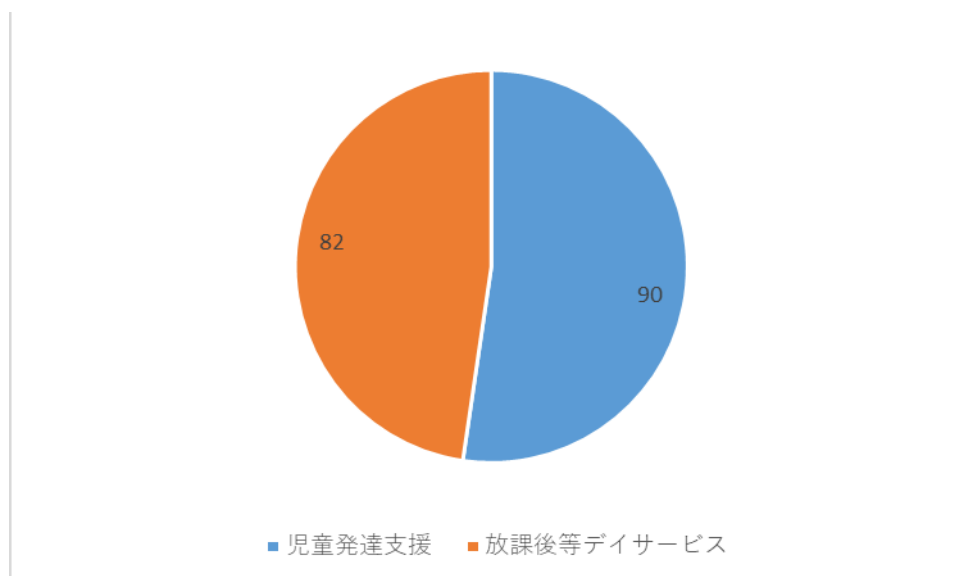
令和5年の18歳未満の手帳所持者数は、合計で67人となっています。知的障がい者が55人と8割を超えており、特に「11～15歳」が多くなっています。

また、児童発達支援の利用者数は90人、放課後等デイサービスの利用者数は82人となっています。

### ア. 18歳未満の障がい児の年齢層別内訳



### イ. 障がい児等通所支援利用児童数



出典：こども課（令和5年11月1日現在）

## ウ. 小、中学校の特別支援学級在籍者状況

### 小、中学校の特別支援学級在籍者状況

#### 小学校（特別支援学級）

	学校数	学級数	児童数（人）						
			1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
令和3年度	14	38	26	32	24	31	26	24	163
令和4年度	14	39	17	29	37	25	29	28	165
令和5年度	14	38	13	21	26	35	25	27	147

（注）院内学級を除く

#### 中学校（特別支援学級）

	学校数	学級数	児童数（人）			
			1年生	2年生	3年生	計
令和3年度	2	10	19	18	18	55
令和4年度	2	10	16	19	18	53
令和5年度	2	12	23	18	21	62

資料：各年度 5 月 1 日現在 市教育委員会

## エ. 特別支援学校の在籍者状況

### 小学部

	学級数	児童数（人）			
		低学年	中学年	高学年	計
令和3年度	22	5	6	4	15
令和4年度	23	6	3	6	15
令和5年度	22	4	5	7	16

### 中学部

	学級数	生徒数（人）			
		1年生	2年生	3年生	計
令和3年度	13	4	3	2	9
令和4年度	14	6	4	3	13
令和5年度	13	1	6	4	11

### (3) 障がい福祉サービス提供事業所の整備状況

障がい福祉サービス提供事業所の整備状況は、下表のとおりです。

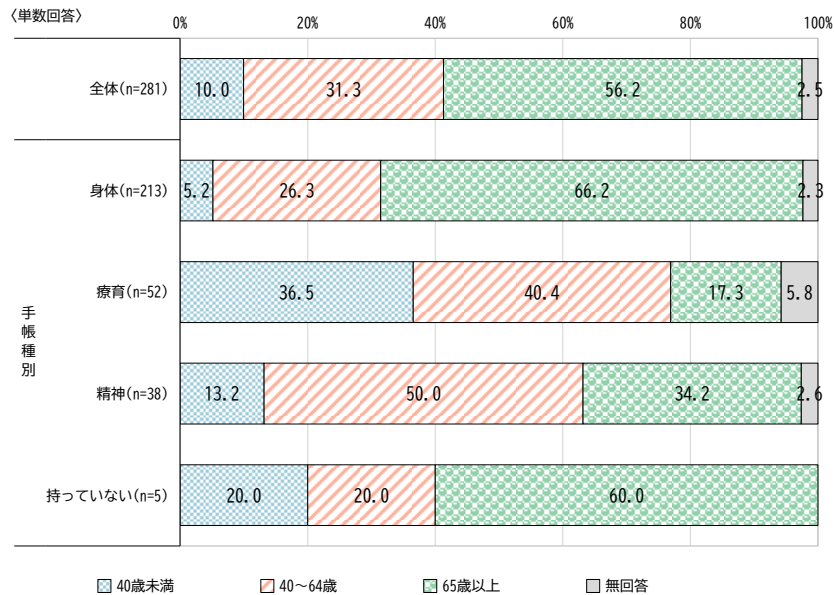
令和2年9月の状況と比較すると、居宅介護、生活介護、共同生活援助、短期入所、放課後等デイサービスが増加した一方、自立訓練（生活訓練）が減少し、全体で9事業所数の増となっています。

		令和2年9月 事業所数	令和5年9月 事業所数	増減数
訪問系	居宅介護	2	4	2
	重度訪問介護	2	4	2
	同行援護	0	1	1
	行動援護	0	0	
日中活動系	生活介護	4	4	
	自立訓練（機能訓練）	0	0	
	自立訓練（生活訓練）	2	1	-1
	就労移行支援（一般型）	0	0	
	就労継続支援（A型）	0	0	
	就労継続支援（B型）	6	6	
	療養介護	0	0	
	短期入所	4	6	2
居住系	共同生活援助	8	10	2
	施設入所支援	2	2	
その他	計画相談支援	3	3	
	地域移行支援	2	2	
	地域定着支援	2	2	
障がい児等 支援	児童発達支援	3	3	
	放課後等デイサービス	3	4	1
	保育所等訪問支援	1	1	
	児童相談支援	2	2	
合計		46	55	9

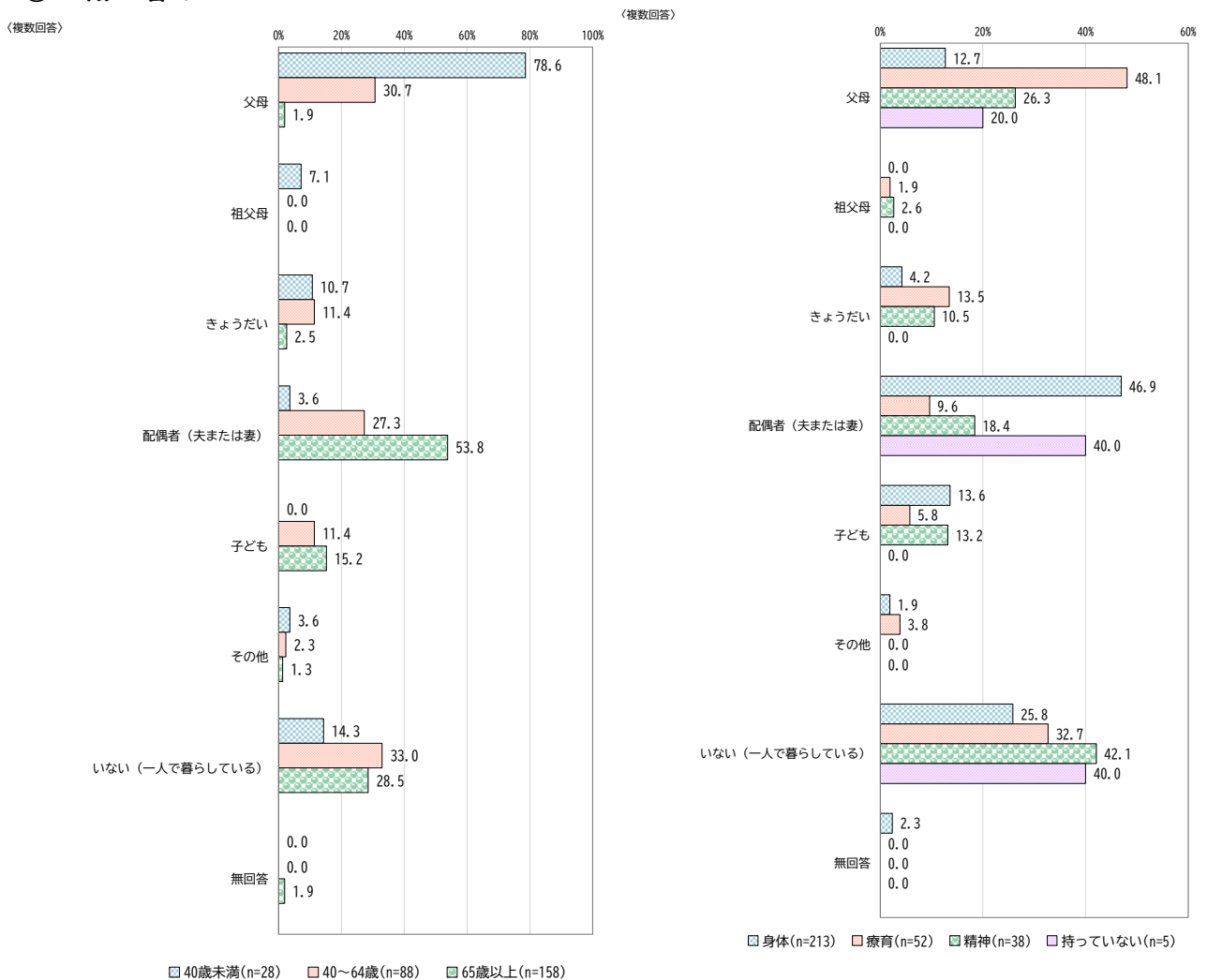
## 2. アンケートから見る伊佐市の現状

### (1) 回答者の属性

#### ① 年齢



#### ② 一緒に暮らしている人



## (2) 主な回答結果

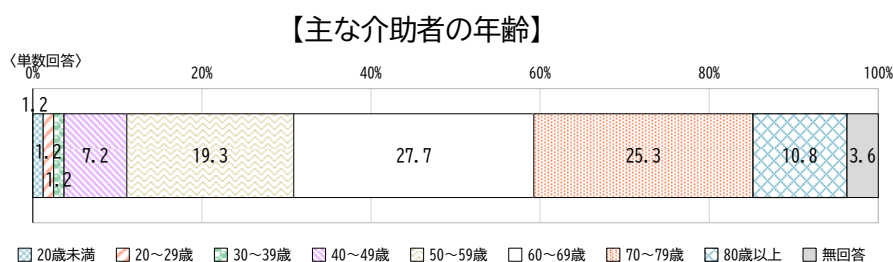
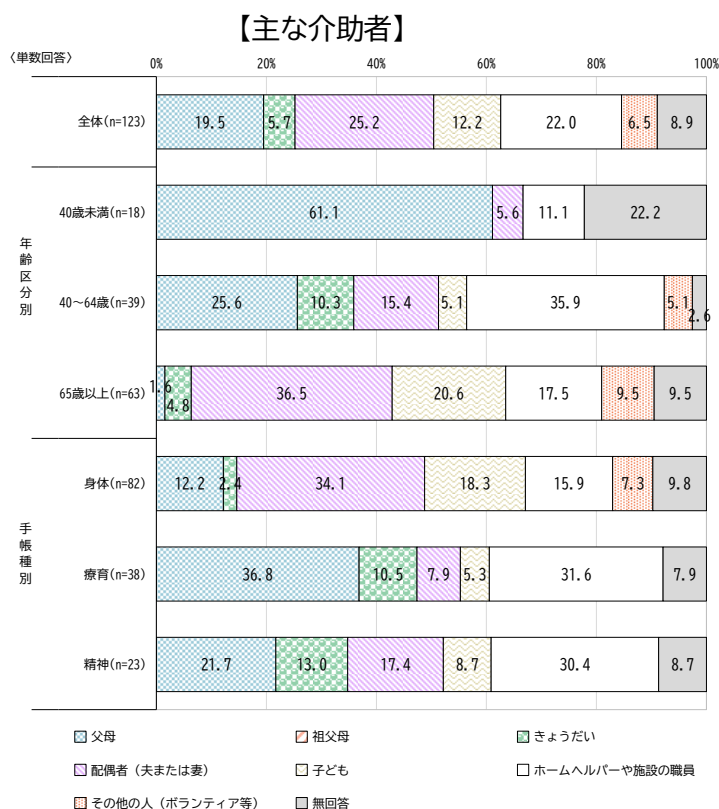
### ① 現在の暮らしについて

障がいのある人等の将来におけるの重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人の生活を地域全体で支える体制の整備が必要となっています。

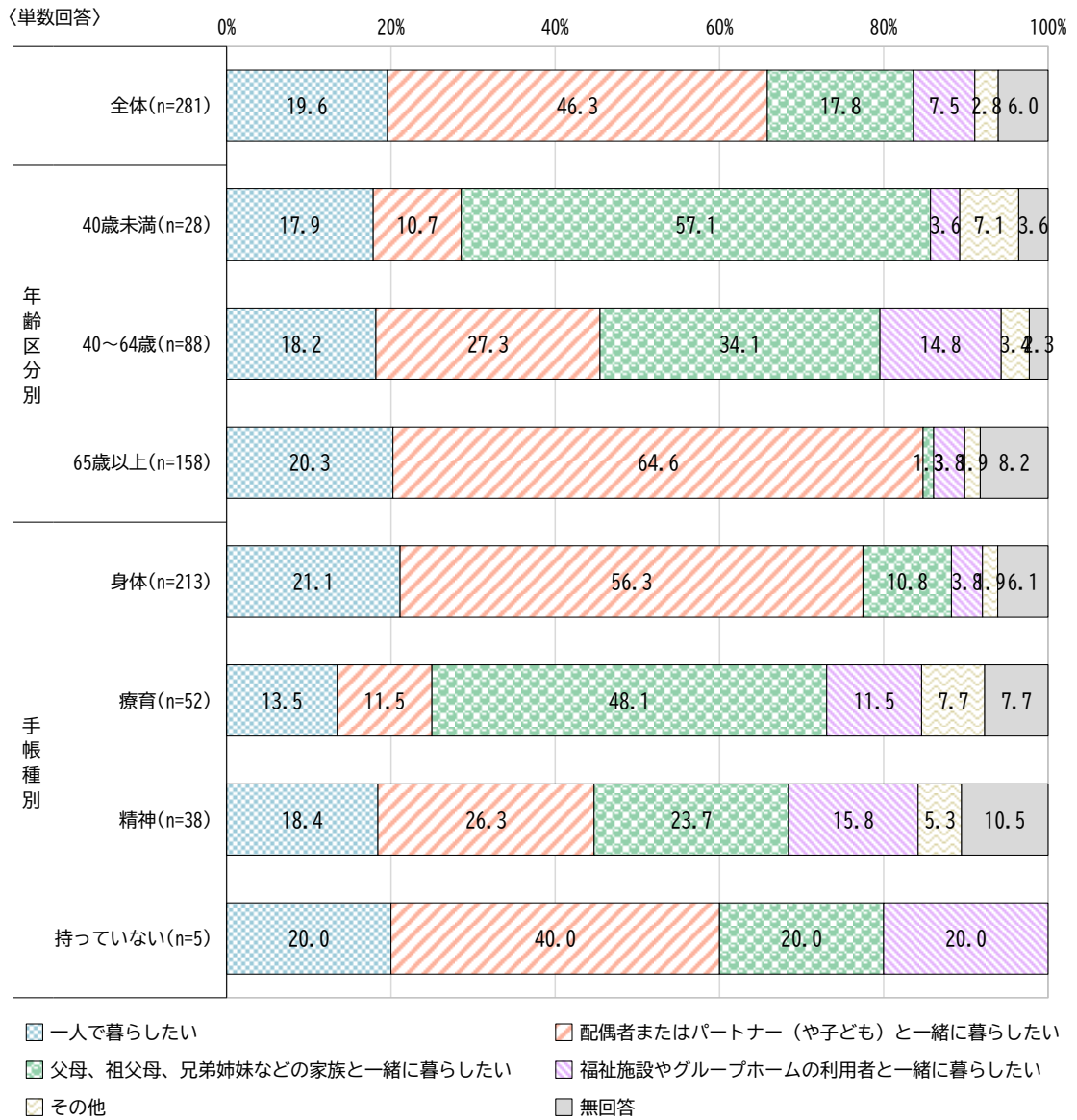
○主な介助者については、「配偶者（夫または妻）」が 25.2%と最も高く、次いで、「ホームヘルパーや施設の職員」が 22.0%、「父母」が 19.5%となっています。

○主な介助者の方の年齢については、「60～69 歳」が 27.7%と最も高く、次いで、「70～79 歳」が 25.3%、「50～59 歳」が 19.3%となっています。

○今後 3 年以内の希望する暮らし方については、「配偶者またはパートナー（や子ども）と一緒に暮らしたい」が 46.3%と最も高く、次いで、「一人で暮らしたい」が 19.6%、「父母、祖父母、兄弟姉妹などの家族と一緒に暮らしたい」が 17.8%となっています。



### 【今後3年以内の希望する暮らし】



## ② 相談について

多様なニーズや複合的な悩みや問題に対し、総合的・専門的に対応できる包括的な相談支援体制が必要とされています。

また、悩みや困りごとの主な相談先として民間や公的相談窓口を挙げる障がいのある人が少なくなっていることから、相談したくてもできない、あるいは、相談する窓口を知らない人も存在しているものと考えられるため、広報・周知の必要性があります。

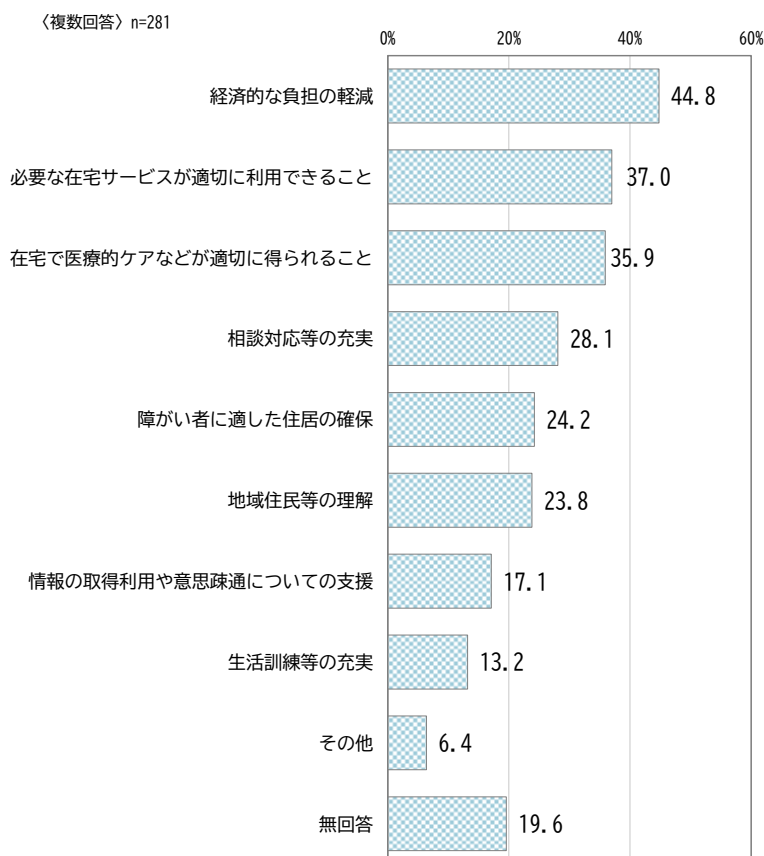
また、自立した生活を支えるために情報提供体制の充実が必要となっています。

○地域で生活するために必要な支援については、「経済的な負担の軽減」が44.8%と最も高く、次いで、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が37.0%、「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」が35.9%となっています。

○悩みや困ったことの相談相手については、「家族や親せき」が73.7%と最も高く、次いで、「友人・知人」が28.8%、「かかりつけの医師や看護師」が27.4%となっています。一方、「行政機関の相談窓口」や「相談支援事業所などの民間の相談窓口」の割合は低くなっています。

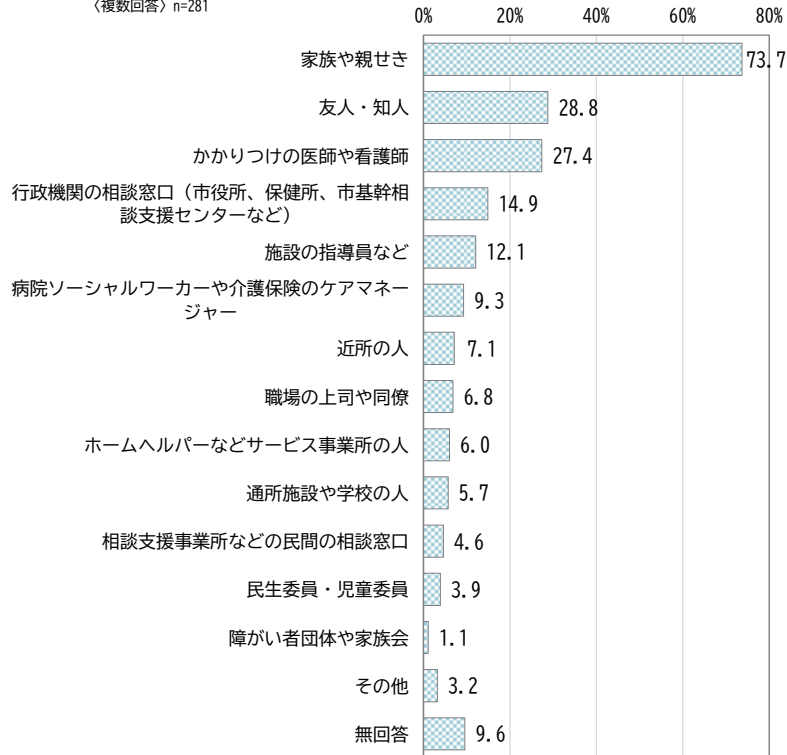
○現在、悩んでいることや相談したいことについては、「健康や治療のこと」が24.9%と最も高く、次いで、「生活費等、経済的なこと」が17.1%、「介助や介護のこと」が10.3%となっています。

【地域で生活するために必要な支援】



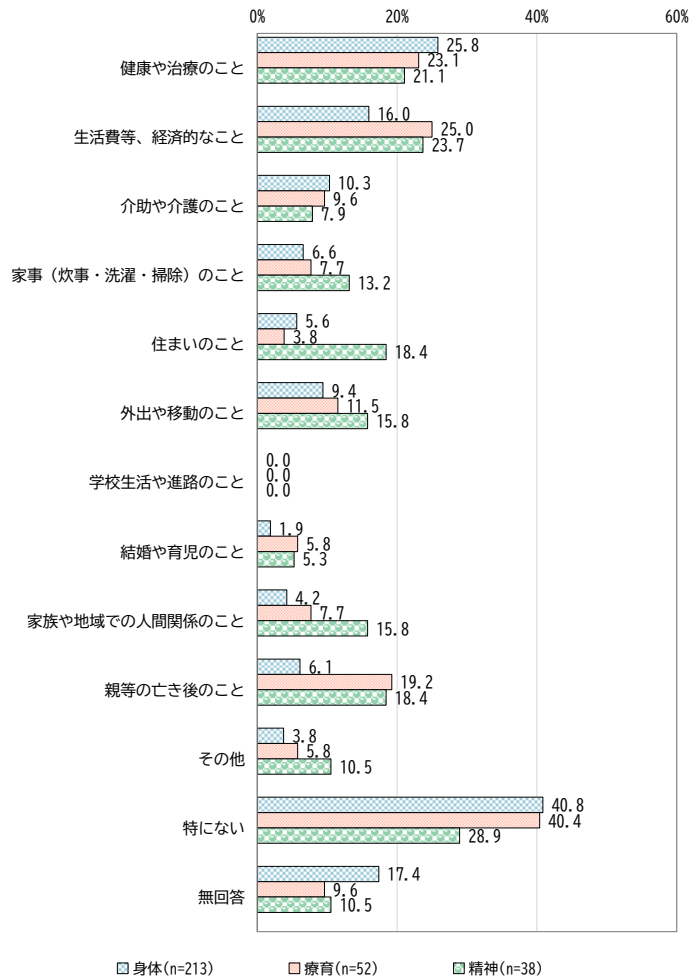
## 【普段、悩みや困ったことの相談相手】

〈複数回答〉 n=281



## 【現在、悩んでいることや相談したいこと】

〈複数回答〉



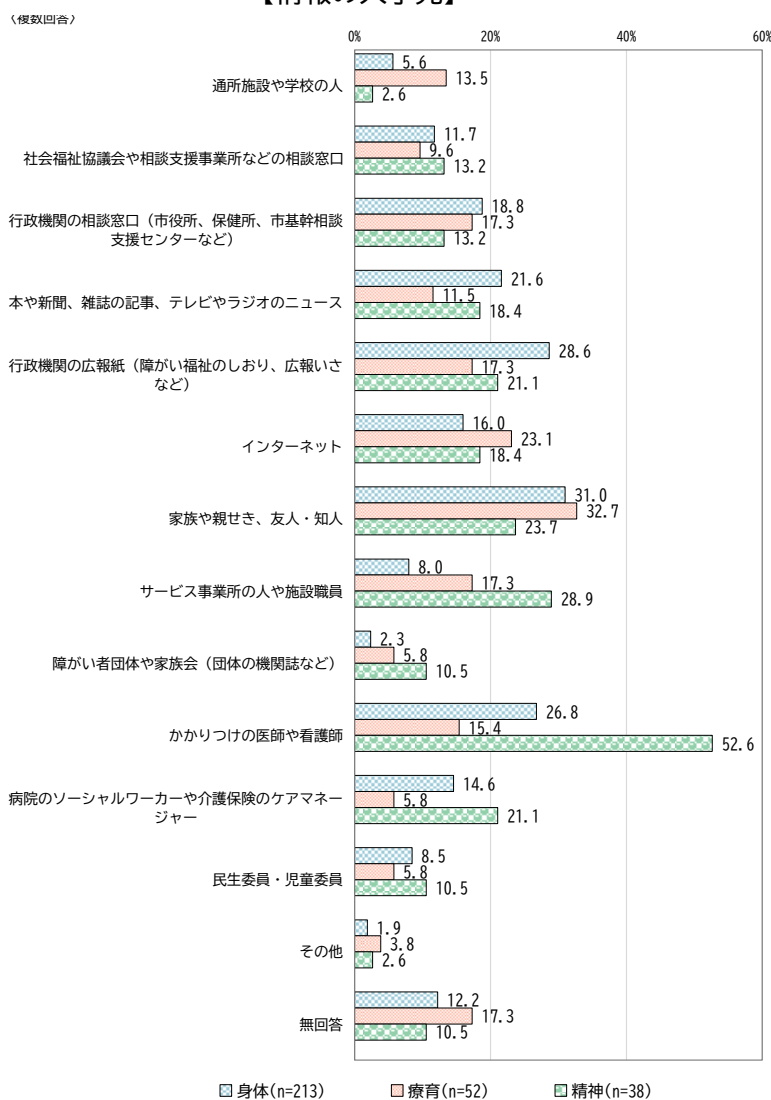


### ③ 情報について

障がいのある人の自立した生活を支えるために情報提供体制の充実が必要となっています。また、提供にあたっては、年代や手帳種別によって情報の入手方法に違いがみられることから、多様な情報提供体制を整える必要があります。

- 障がいのことや福祉サービスなどに関する情報の入手先について、全体では「家族や親せき、友人・知人」が31.0%と最も高く、次いで、「かかりつけの医師や看護師」が26.7%、「行政機関の広報紙（障がい福祉のしおり、広報いさなど）」が24.9%となっています。
- 手帳種別でみると、「身体」では「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」、「行政機関の広報紙」、「療育」では「通所施設や学校の人」、「インターネット」、「精神」では「かかりつけの医師や看護師」、「サービス事業所の人や施設職員」がそれぞれ他の手帳種より高くなっています。

【情報の入手先】



#### ④ 日中活動・就労・雇用について

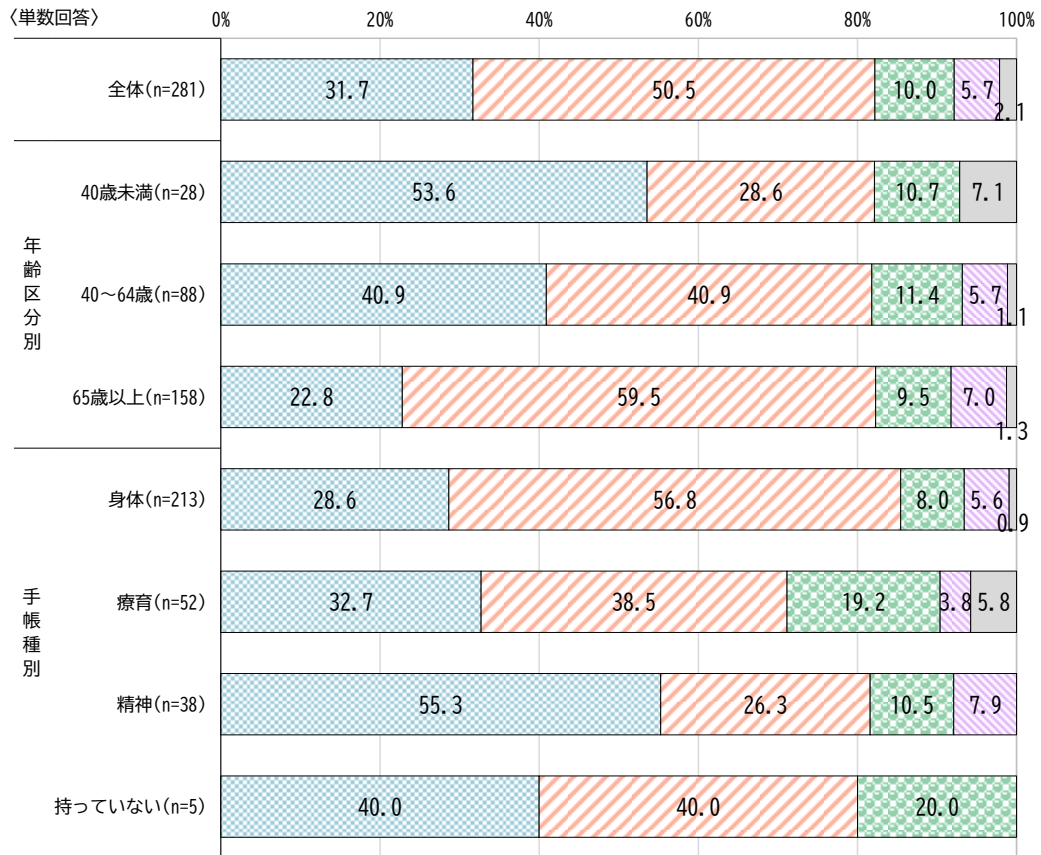
外出頻度が少ない人の外出しない(できない)理由を把握し、ニーズにあった外出支援を検討していく必要があります。

今後「収入を得る仕事をしたい」と思っている40歳以下の人が多くなっていることから、障がいのある人が自分らしく自立するための働ける環境づくりが必要となっています。

また、就労後の不安に対し、継続した支援が必要とされていることが分かります。

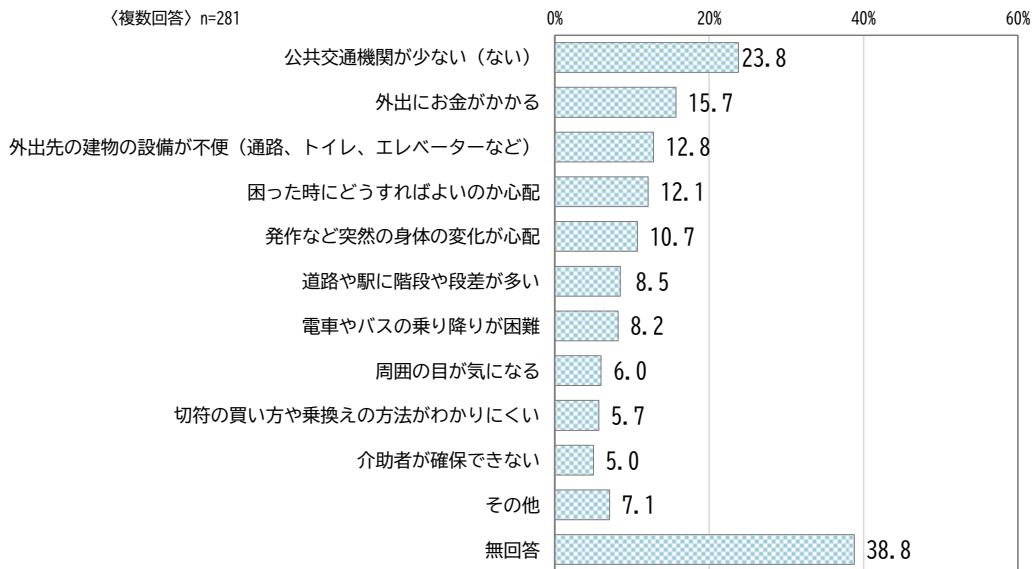
- 1週間の外出頻度については、「めったに外出しない」(10.0%)、「まったく外出しない」(5.7%)を合わせて15%程度の人々の外出機会が少なくなっており、特に、療育手帳所持者の割合が高くなっています。
- 外出する時に困ることについては、「公共交通機関が少ない(ない)」が23.8%と最も高く、次いで、「外出にお金がかかる」が15.7%、「外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)」が12.8%となっています。
- 平日の日中の過ごし方について、年齢区別にみると40歳未満では「生活介護、自立訓練などの事業所を利用している」が32.1%と最も高くなっています。また「福祉施設、作業所等に通っている(就労継続支援A型、B型も含む)」また、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」人の割合は、40歳未満で25.0%、40~64歳で29.5%となっています。手帳種別でみると、「身体」が17.4%、「療育」13.5%、「精神」が23.7%、「持っていない」が40.0%となっています。
- 収入を得て仕事をしている人の就労形態については、「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が37.7%と最も高く、次いで、「自営業、農林水産業など」が30.2%、「正職員で、他の職員と勤務条件等に違いはない」が26.4%となっています。
- 就労系サービスを受けている人の一般就労意向については、「一般企業などでは、働きたくない(現在のサービスで満足しているため、今後も利用を続けたい)」が54.5%と最も高く、次いで、「一般企業などで働きたい」が36.4%となっています。
- 現在働いていない人の今後の就労意向については、「仕事はしたくない、できない」が49.2%と最も高く、次いで、「収入を得る福祉サービスを利用したい」が14.8%、「一般企業などで働きたい(自営等を含む)」が11.5%となっています。
- 障がい者の就労支援として必要なことについては、「賃金・工賃の向上」が18.1%と最も高く、次いで、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が16.4%、「企業等の障がいへの理解」が13.2%となっています。

### 【1週間の外出頻度】

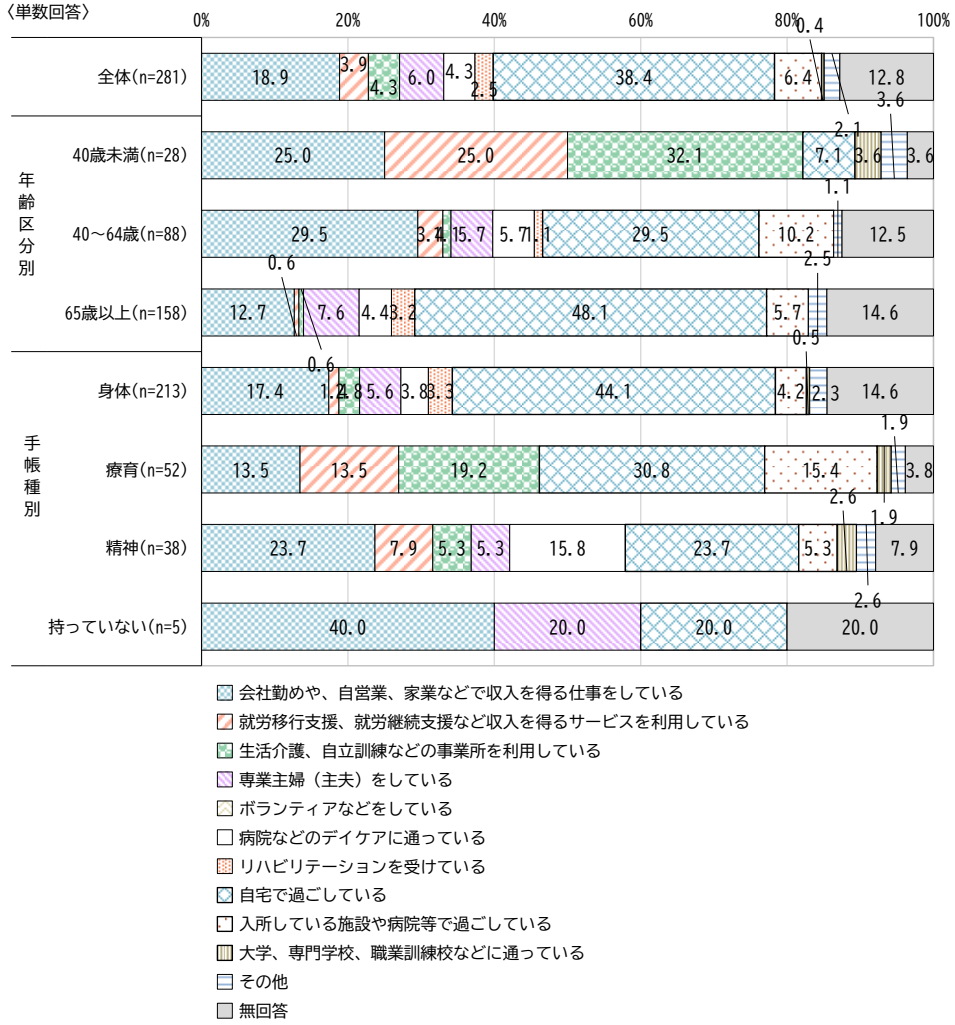


■ 毎日外出する
 ■ 1週間に数回外出する
 ■ めったに外出しない
 ■ まったく外出しない
 ■ 無回答

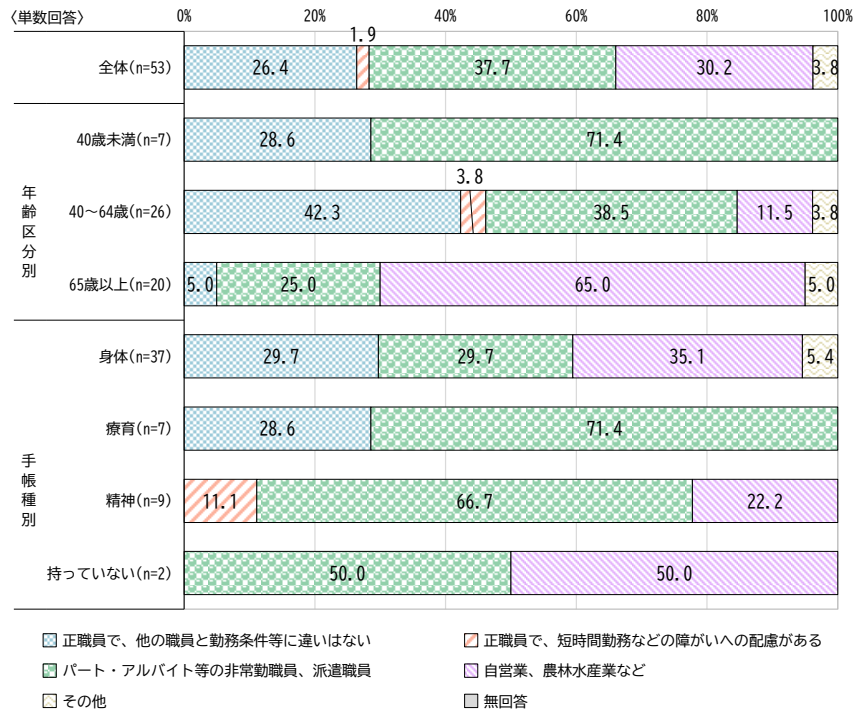
### 【外出する時に困ること】



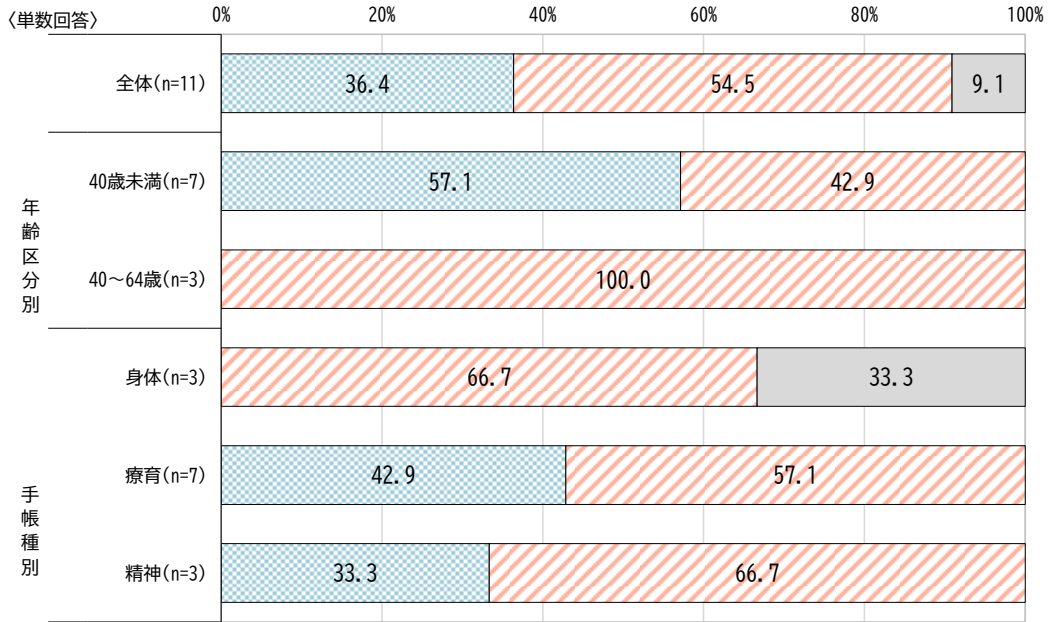
## 【平日の日中の主な過ごし方】



## 【収入を得て仕事をしている人の就労形態】

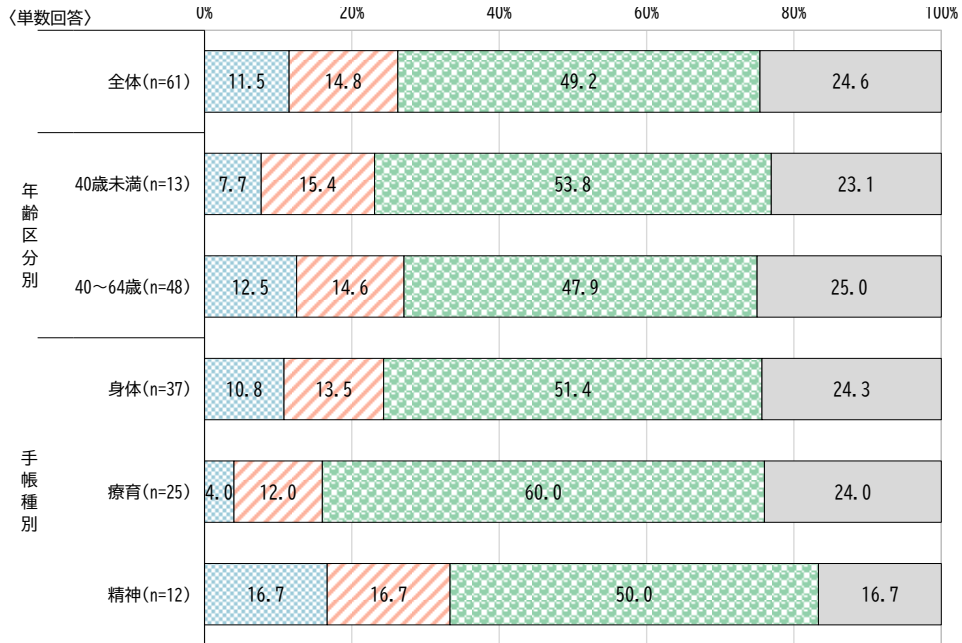


### 【就労系サービスを受けている人の一般就労意向】



- 一般企業などで働きたい
- 一般企業などでは、働きたくない（現在のサービスで満足しているため、今後も利用を続けたい）
- 一般企業などで働きたくないが、現在のサービスも今後利用したくない
- 無回答

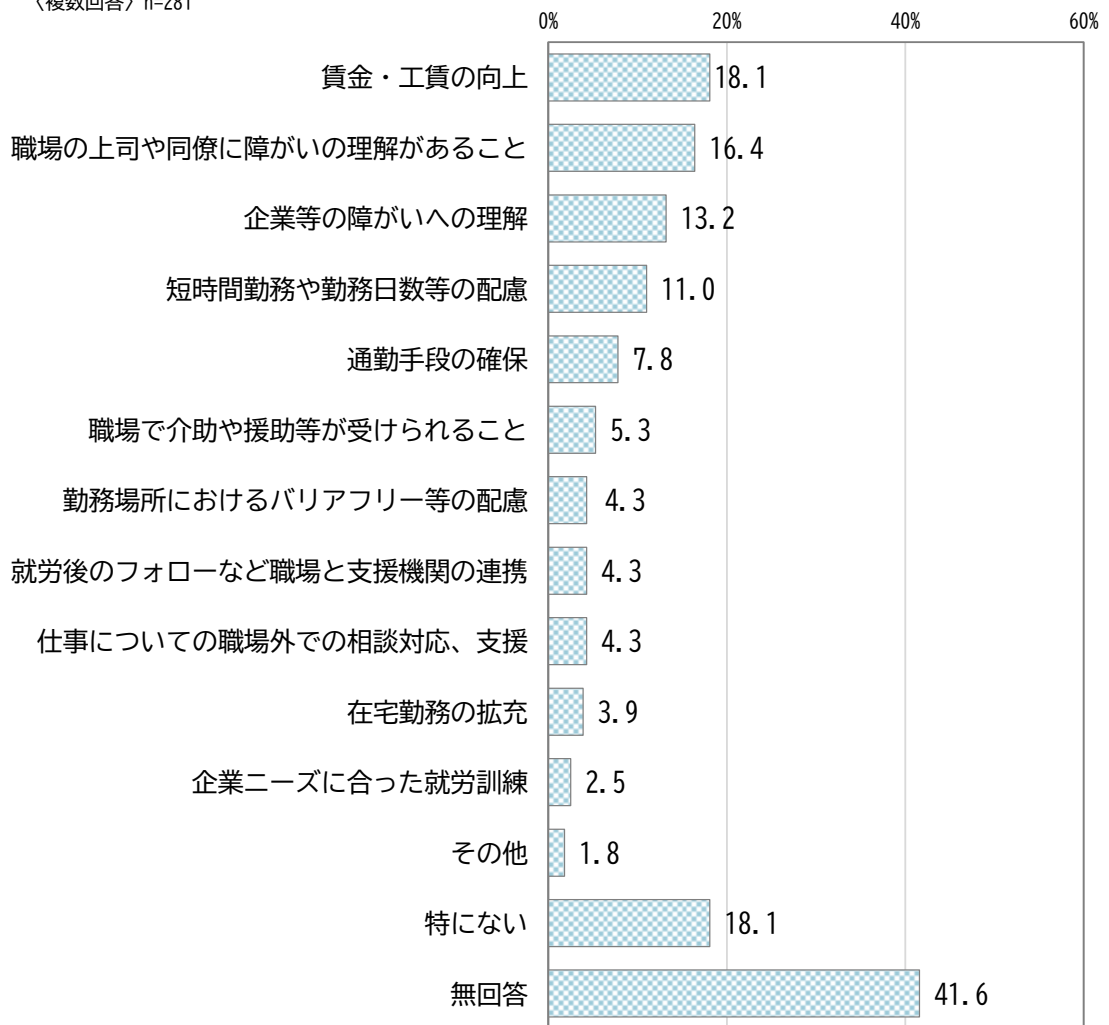
### 【現在働いていない人の今後の就労意向】



- 一般企業などで働きたい（自営等を含む）
- 収入を得る福祉サービスを利用したい
- 仕事はしたくない、できない
- 無回答

### 【就労支援として必要なこと】

〈複数回答〉 n=281



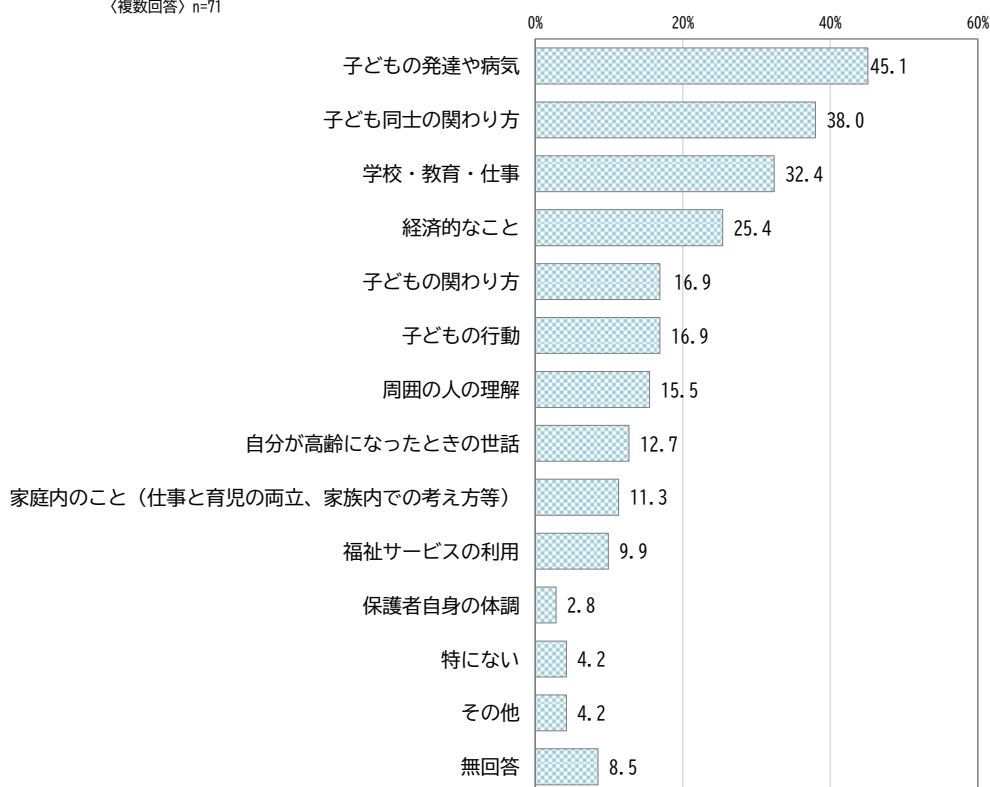
## ⑤ 障がい児等支援について

子どもの将来の就学や就労を心配する保護者が多くなっていることから、障がい児等の自立に向けた周囲の理解や就労支援など包括的な支援体制の充実が求められています。

- 保護者の子育てに関する不安については、「子どもの発達や病気」が45.1%と最も高く、次いで、「子ども同士の関わり方」の38.0%、「学校・教育・仕事」の32.4%となっています。
- 子どもについての悩みごとや心配ごとなどについては、「学校生活や進学・仕事のこと」が63.4%と最も高く、次いで、「親等の亡き後のこと」の21.1%、「家族や地域での人間関係のこと」の16.9%となっています。
- 学校や教育について困っていることについては、「周囲の子どもとの関係」が21.1%と最も高く、次いで、「特に困っていることや心配はない」が18.3%、「教職員の指導の仕方」が15.5%となっています。
- 市の療育を充実させるために必要なことについては、「児童発達支援・放課後等デイサービス事業所と保育所、幼稚園、学校との連携」が59.2%と最も高く、次いで、「送迎等のサービスの充実」の32.4%、「事業所数の増加」の31.0%となっています。

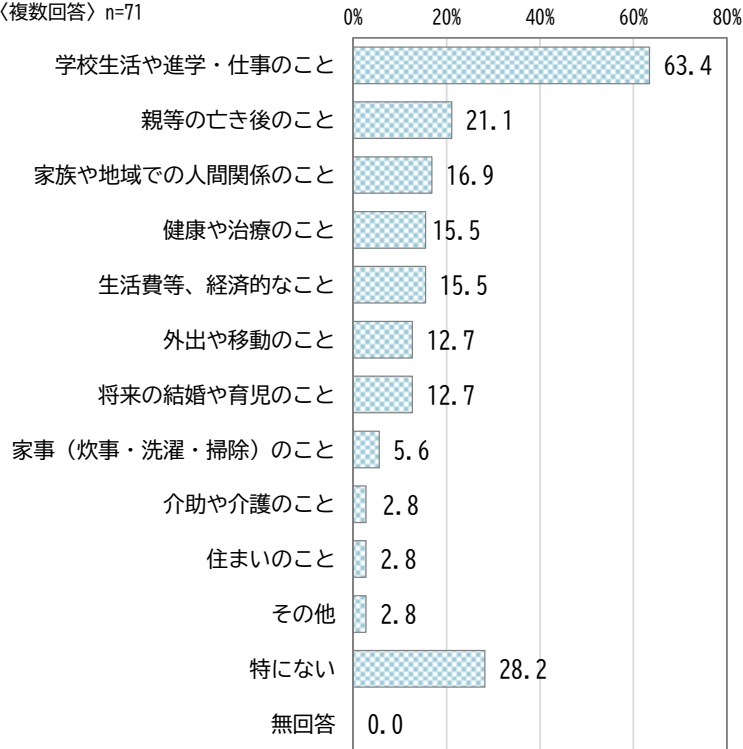
【子育てに関する不安（保護者）】

〈複数回答〉 n=71



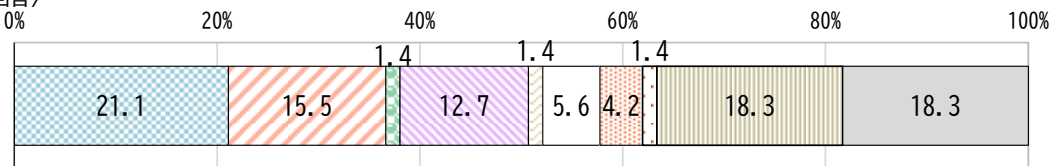
### 【子どもについての悩みごとや心配ごとなど】

〈複数回答〉 n=71



### 【学校や教育について困っていること】

〈単数回答〉

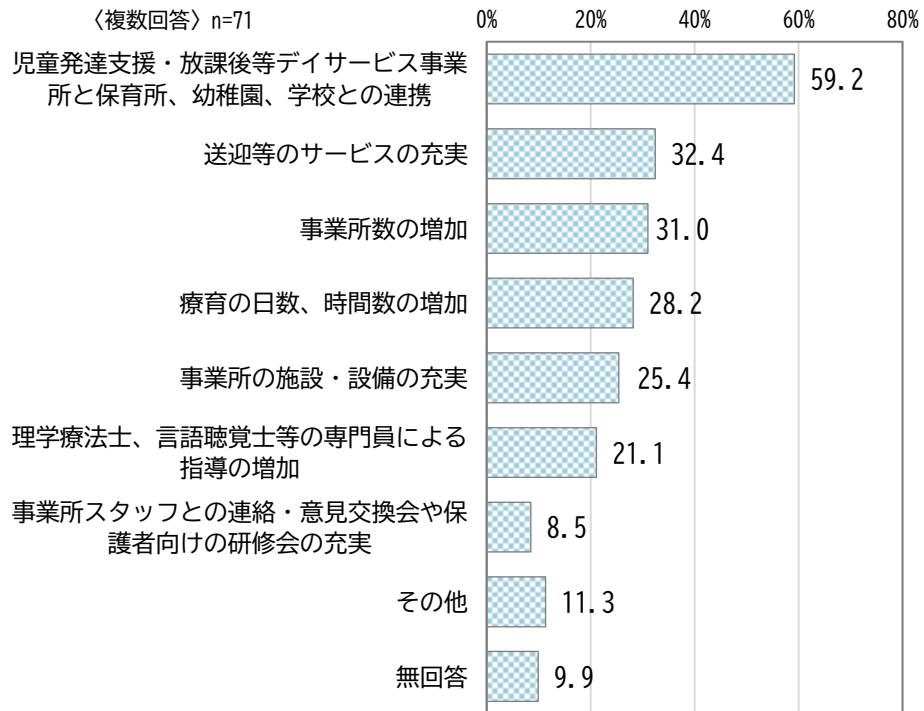


- 周困の子どもとの関係
- 療育・リハビリテーションの機会が少ない
- 保育や教育・療育に関する情報が少ない
- 災害時や緊急時の対応に不安がある
- その他
- 無回答
- 教職員の指導の仕方
- 子どもの将来に不安がある
- 通学の送り迎えが大変
- 費用等、経済的な負担が大きい
- 特に困っていることや心配はない



### 【市の療育を充実させるために必要なこと】

〈複数回答〉 n=71



## ⑥ 福祉サービスの利用について

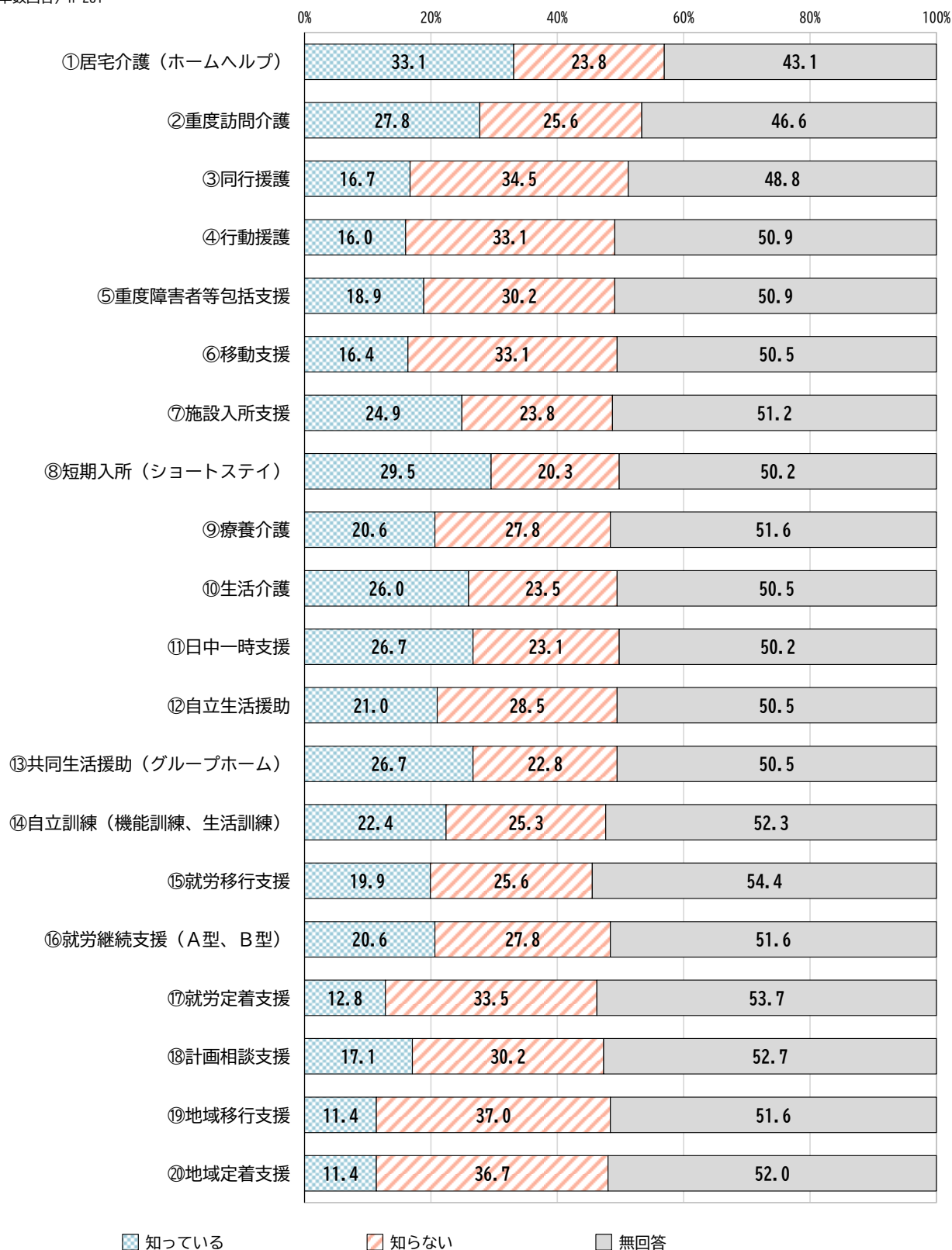
障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、いつでも必要に応じて在宅福祉サービスが受けられる環境づくりが必要となっています。特に、在宅生活が家族による支援のみに頼ることなく、重い障がいのある人に対する訪問系サービスの充実を図る必要があります。

また、18歳未満の通所支援では、特にニーズが高くなっている放課後等デイサービスの充実に加え、放課後児童クラブへの参加希望も高くなっていることから、関係機関と連携した環境づくりが求められています。

- サービスの認知度については、「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」「移動支援」「就労移行支援」「就労定着支援」「計画相談支援」「地域移行支援」「地域定着支援」が1割台と低くなっています。
- 現在利用しているサービスについては、「計画相談支援」が8.9%と最も高く、次いで「生活介護」が7.1%、が「就労継続支援（A型、B型）」5.7%となっています。
- 18歳以上の今後の利用希望について、「今よりも利用を増やしたい（新しく利用する予定）」とする回答では、「短期入所」「施設入所支援」「療養介護」「居宅介護」の割合が高くなっています。
- 18歳未満向けのサービスの認知度は、9割前後と高くなっています。
- 現在利用している18歳未満向けのサービスについては、「児童相談支援」が64.8%と最も高く、次いで「児童発達支援」が56.3%、「放課後等デイサービス」が46.5%となっています。
- 18歳未満の今後の利用希望について、「今よりも利用を増やしたい（新しく利用する予定）」とする回答では、「放課後児童クラブ」「放課後等デイサービス」が2割を超え高くなっています。

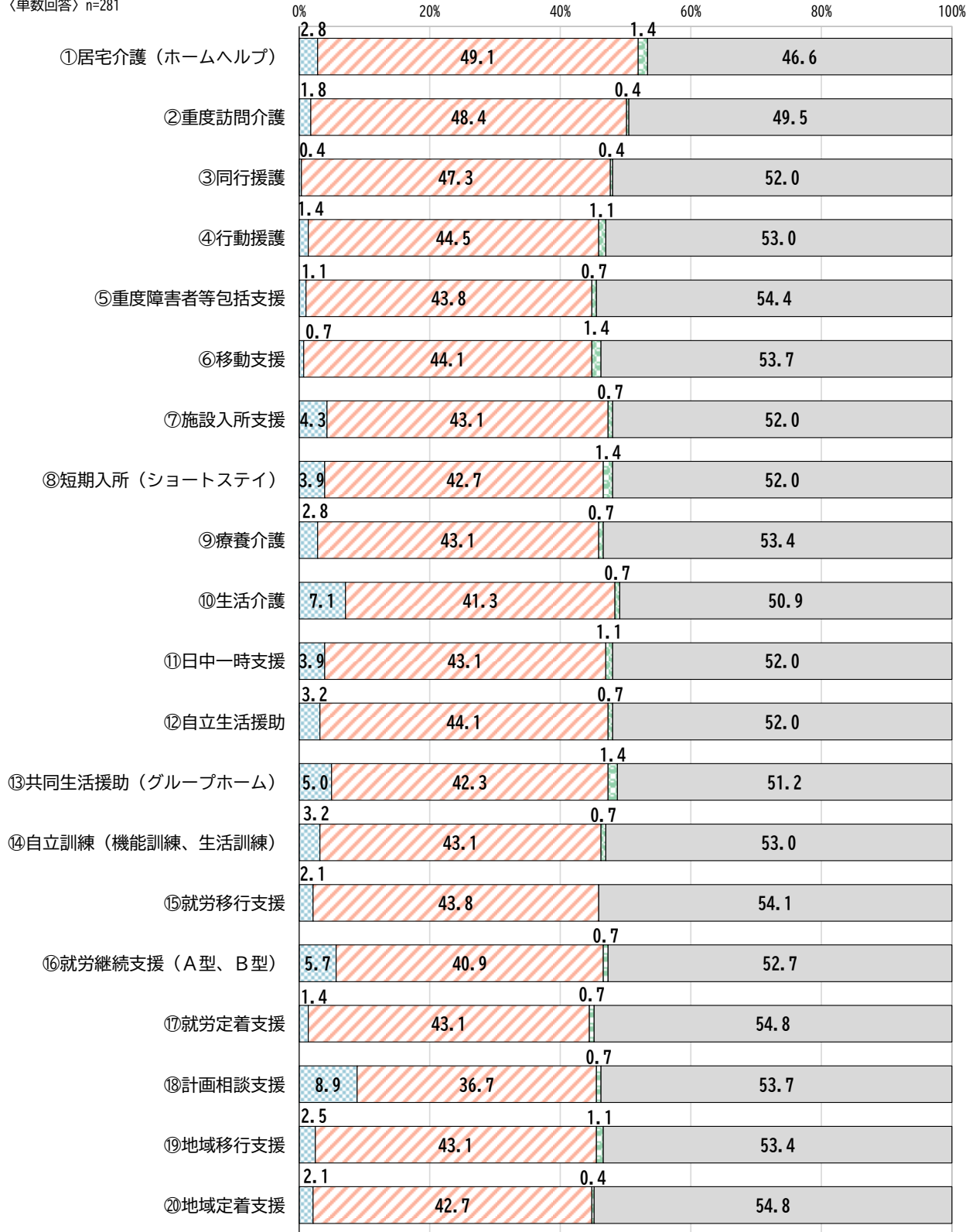
### 【サービスの認知度（18歳以上）】

〈単数回答〉 n=281



### 【現在のサービス利用状況（18歳以上）】

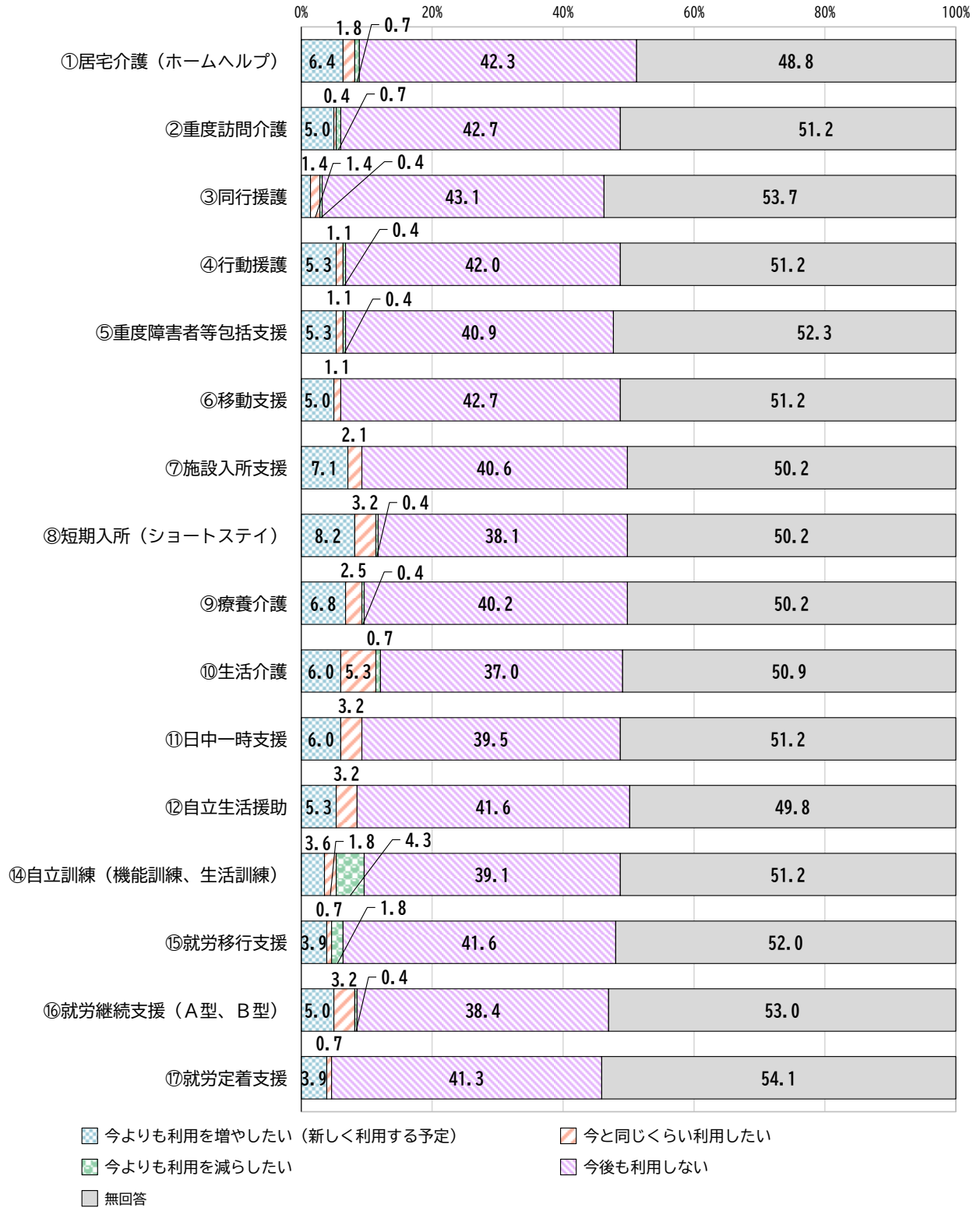
〈単数回答〉n=281



■ 利用している
 ■ 利用していない
 ■ 利用したいが利用していない（住んでいる地域や利用時間の都合などによる）
 ■ 無回答

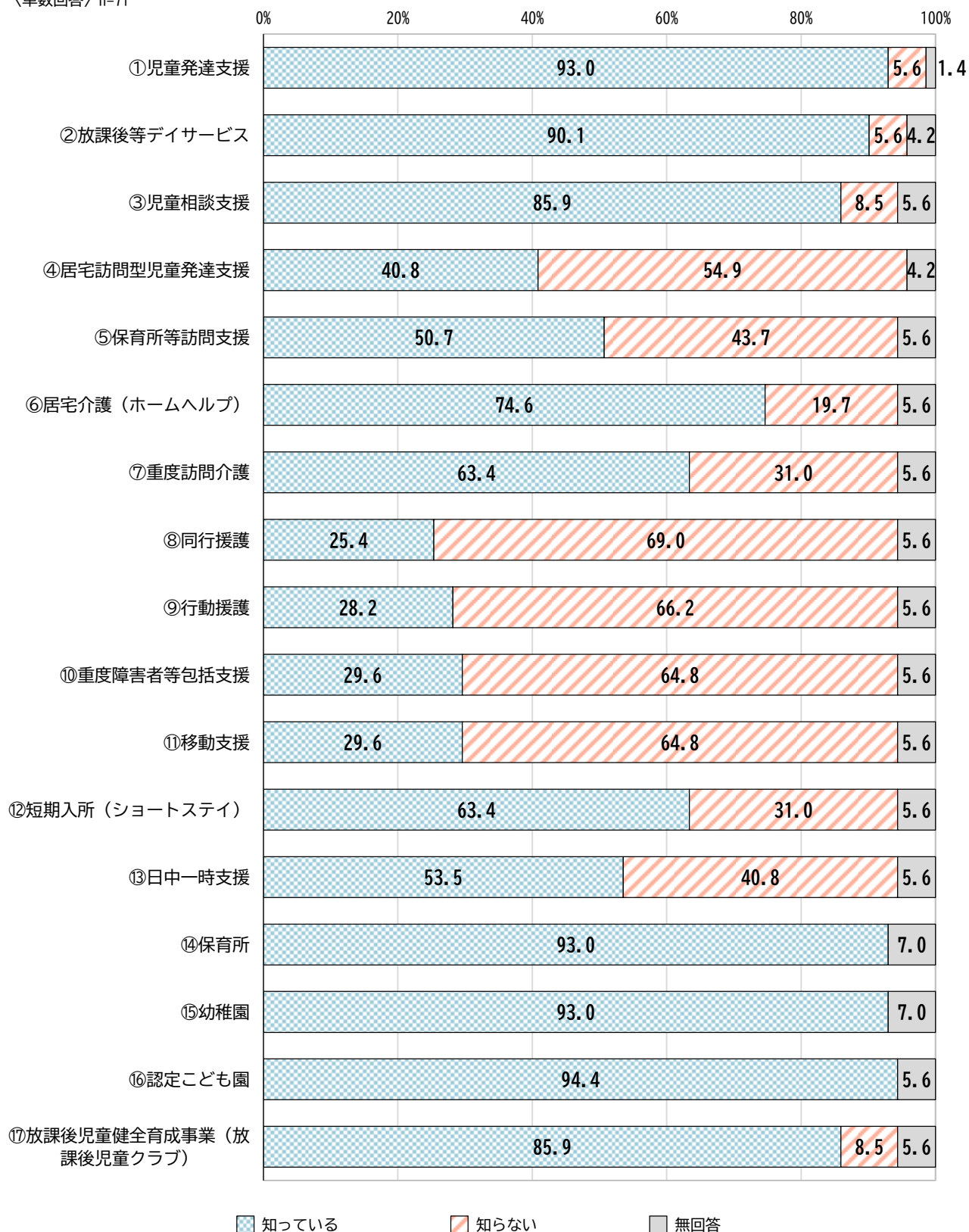
### 【今後のサービス利用希望（18歳以上）】

〈単数回答〉 n=281



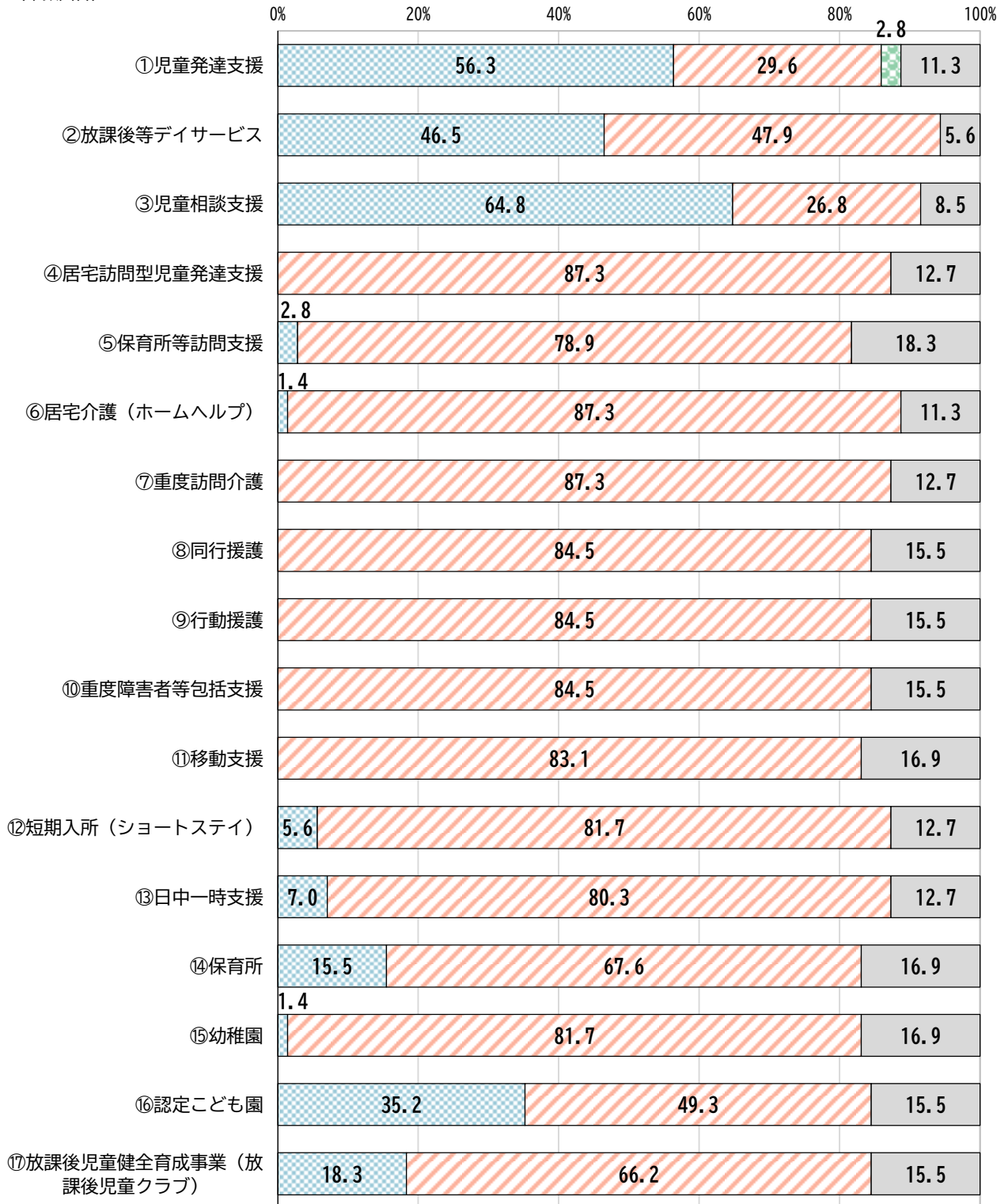
### 【サービスの認知度（18歳未満）】

〈単数回答〉 n=71



【現在のサービス利用状況（18歳未満）】

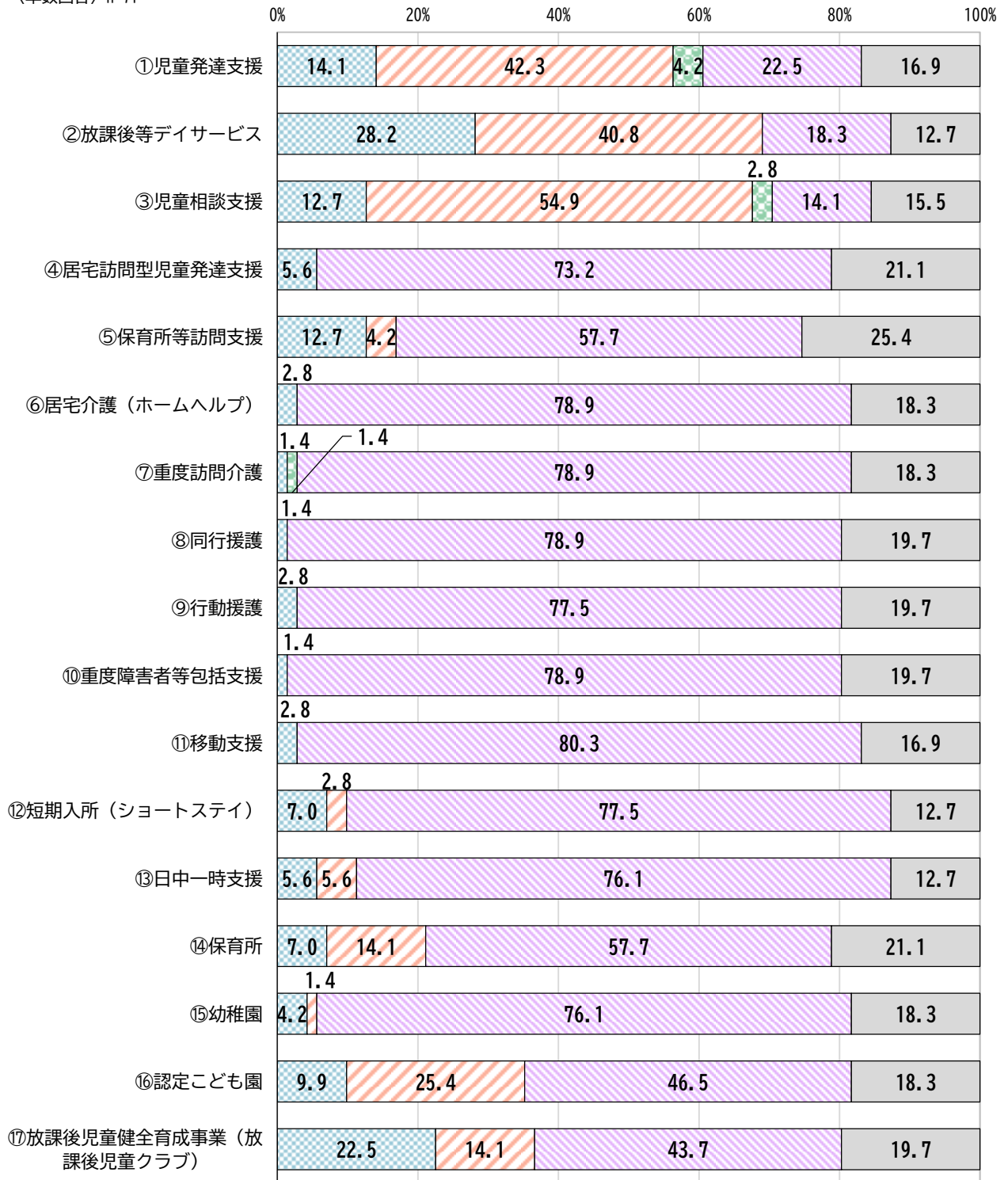
〈単数回答〉n=71



- 利用している
- 利用していない
- 利用したいが利用していない（住んでいる地域や利用時間の都合などによる）
- 無回答

### 【今後のサービス利用希望（18歳未満）】

〈単数回答〉n=71



今よりも利用を増やしたい（新しく利用する予定）

今と同じくらい利用したい

今よりも利用を減らしたい

今後も利用しない

無回答

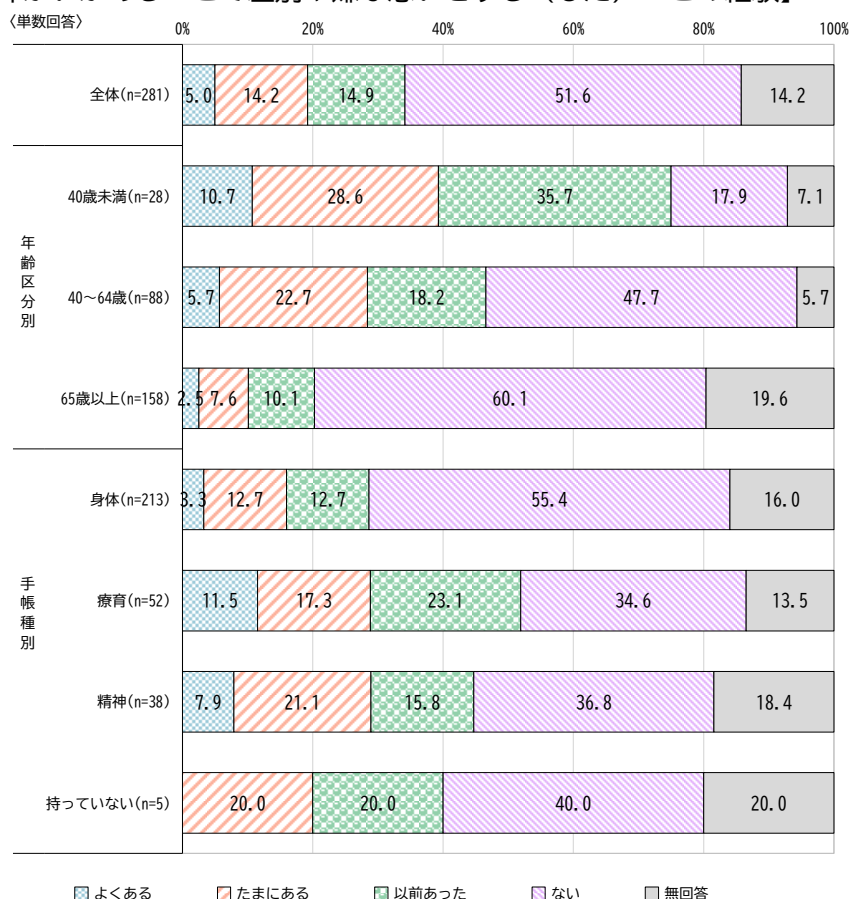


## ⑦ 権利擁護、理解促進について

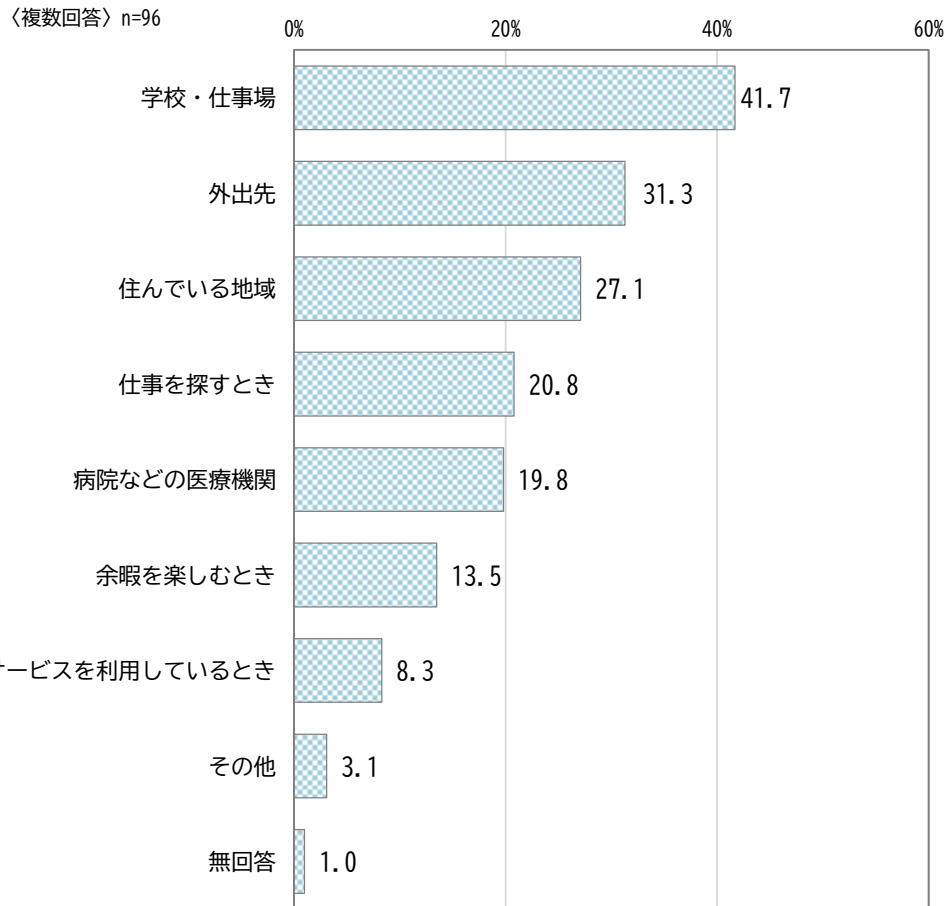
障がいや障がいのある人に対する、地域における理解促進が求められています。

- 障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)経験の有無については、「ない」が51.6%と最も高く、次いで、「以前あった」が14.9%、「たまにある」が14.2%となっています。
- 差別や嫌な思いをした場所については、「学校・仕事場」が41.7%と最も高く、次いで、「外出先」が31.3%、「住んでいる地域」が27.1%となっています。
- 成年後見制度については、「名前も内容も知らない」が30.2%と最も高く、次いで、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が28.5%、「名前も内容も知っている」が27.8%となっています。

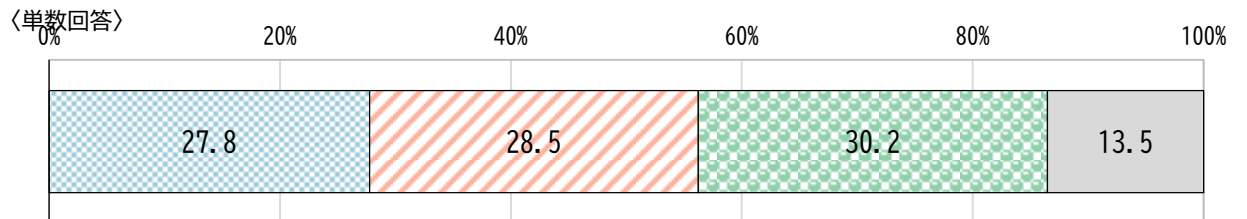
【障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)こと経験】



【障がいがあることで差別や嫌な思いをした場所】



【成年後見制度の認知度】



名前も内容も知っている
 
 名前を聞いたことがあるが、内容は知らない
 
 名前も内容も知らない
 
 無回答

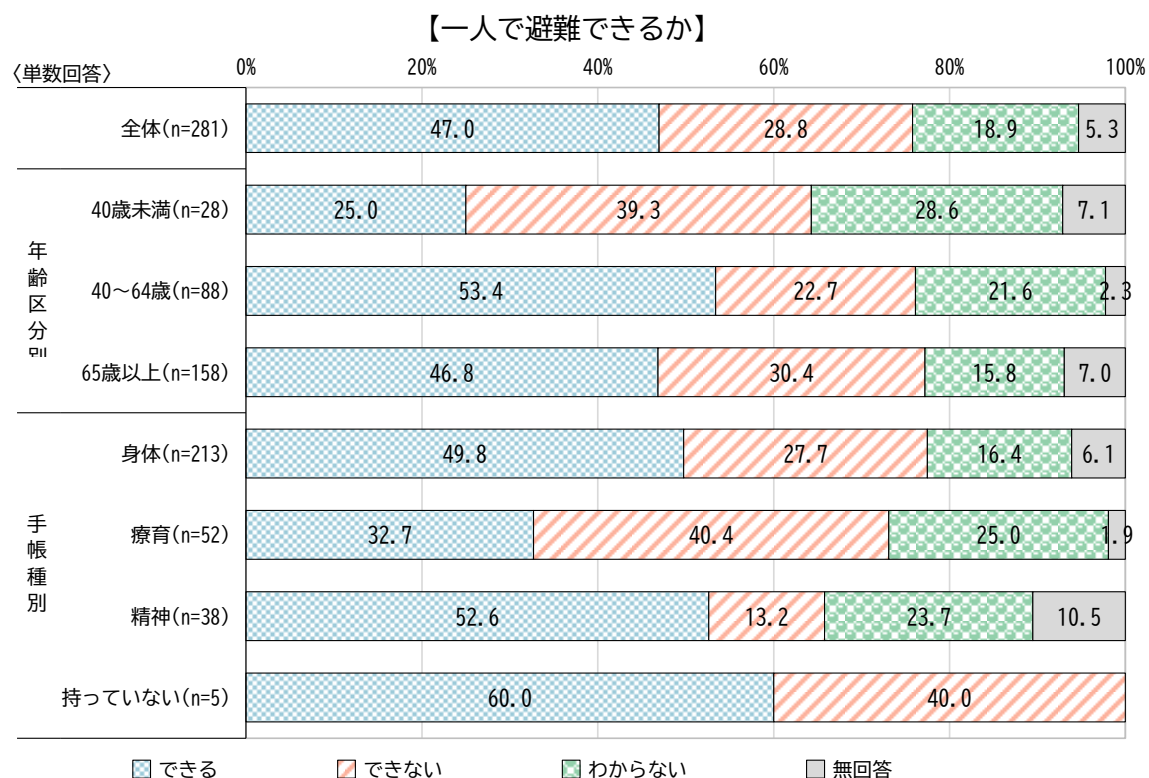
## ⑧ 災害時の対応について

災害に備えた準備と障がいのある人の避難や、障がい特性を踏まえた福祉避難所の確保・整備、周知を行っていくことが必要です。

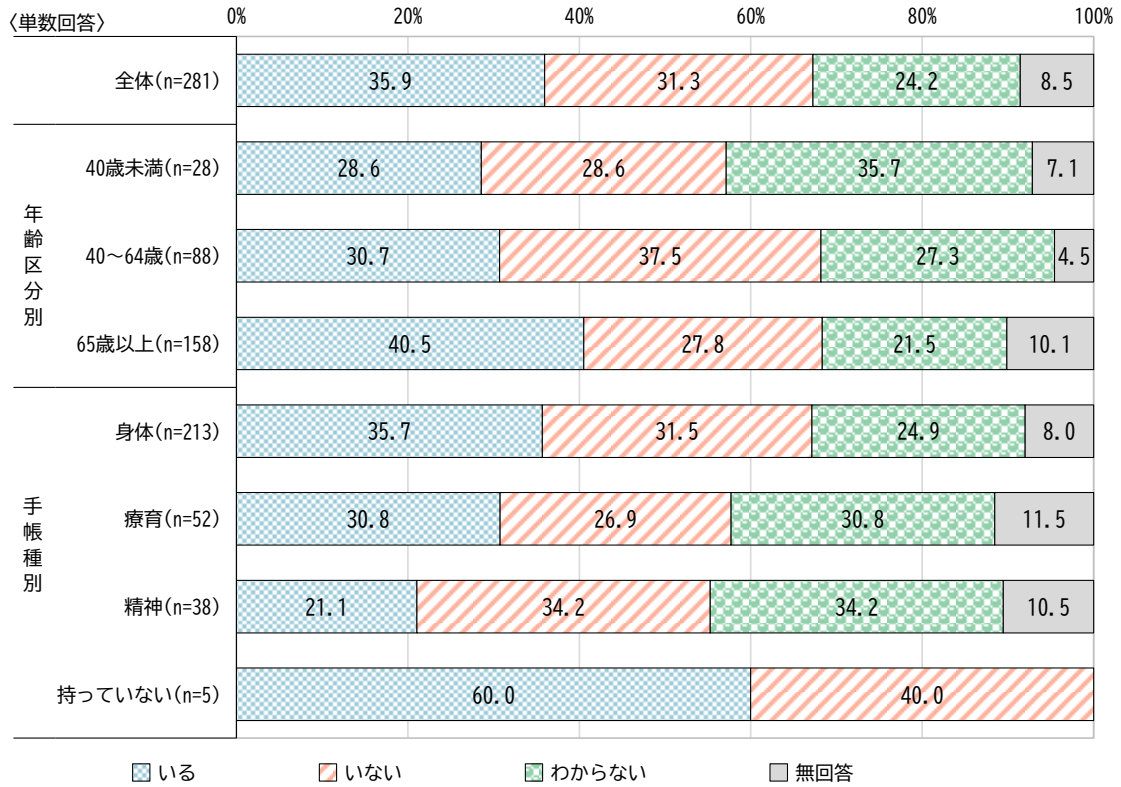
○火事や地震等の災害時に一人での避難が可能かどうかについては、「できる」が47.0%と最も高く、次いで、「できない」が28.8%、「わからない」が18.9%となっています。

○災害が起きたときに近所に助けてくれる人の有無については、「いる」が35.9%と最も高く、次いで、「いない」が31.3%、「わからない」が24.2%となっています。

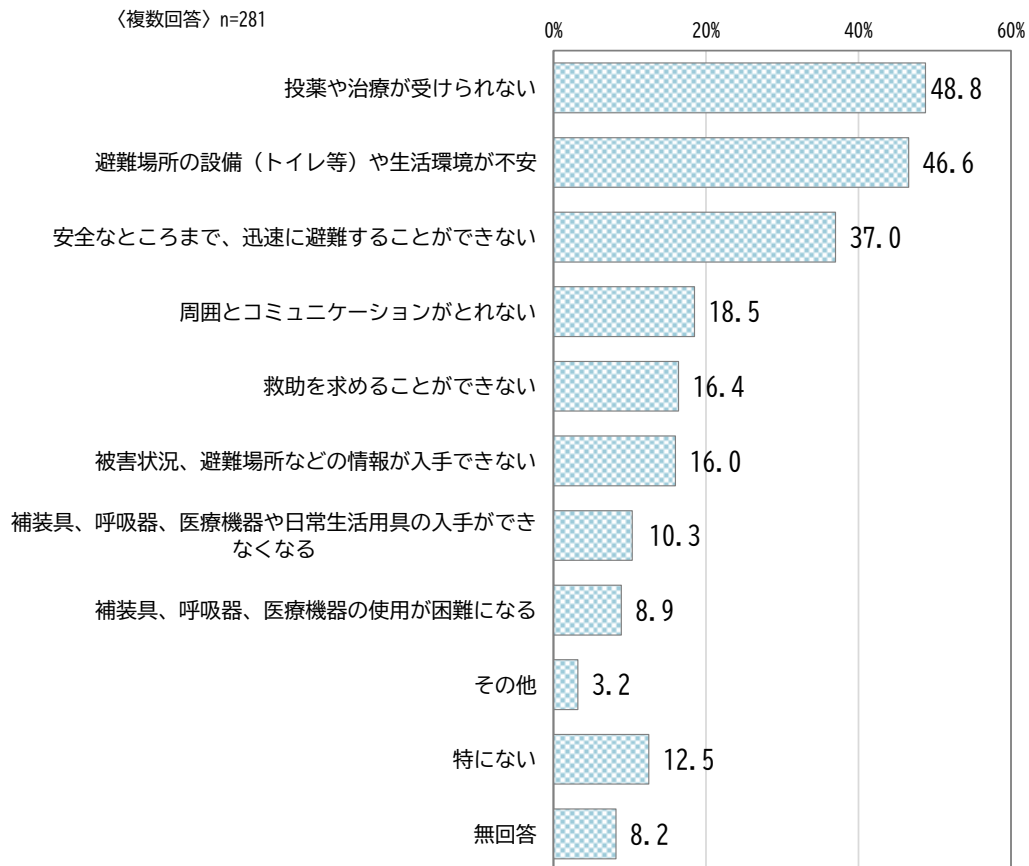
○火事や地震等の災害時に困ることについては、「投薬や治療が受けられない」が48.8%と最も高く、次いで、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が46.6%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が37.0%となっています。



### 【災害が起きたときに助けてくれる人の有無】



### 【火事や地震等の災害時に困ること】



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

---

**障がいのある人が自分らしく自立した生活が送れる社会、  
だれもが社会の一員としてあらゆる活動に参加し、共に支え合う社会**

本計画では、障がいのある人一人ひとりの人格と個性が尊重され、だれもが住み慣れた地域や家庭で安心して生活ができる社会を実現するため「障がいのある人が、障がいのない人と同等に生活し、共にいきいきと活動できる社会をめざす」というノーマライゼーション（※）の理念を基本に「障がいのある人が自分らしく自立した生活が送れる社会、だれもが社会の一員としてあらゆる活動に参加し、共に支え合う社会」をめざします。

また、障害者基本法第1条では、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことを基本としています。

これらの方向性は、本市のこれまでの計画の基本理念である『障がい者の自立と、共に支え合うまちづくり』に通じるものと考え、本計画においてもこの理念を継承することとします。

そのため、国の「障害者基本計画（第5次）」の基本原則を踏まえ、本市では障がいのある人を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障がいのある人が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁の除去を進めます。

## 2. 基本的視点

---

本計画では、障がいのある人が、ノーマライゼーション（※）の理念に基づき、住み慣れた地域の中での生活を継続しながら、障がいのない人とともに本市における共生社会を実現していくために、基本的視点として次の4点を掲げます。

### （1）障がいのある人の自己決定の尊重及び意思決定の支援

障がいのある人を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体としてとらえるとともに、障がい者施策の策定及び実施に当たっては、障がい者団体等の関係者の意見を聴き、その意見を尊重します。

また、障がいのある人本人の自己決定を尊重する観点から、障がいのある人本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援とともに、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を図ります。

### （2）共生社会の実現に資する取組の推進

障害者基本法第2条においては、障がい者を「障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義しており、障がいのある人が経験する困難や制限が障がいのある人個人の障がいと社会的な要因の双方に起因するという視点が示されています。

こうした視点に照らして、バリアフリー法に基づく公共施設等のバリアフリー化や障がい者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティ（※）の向上、意思表示・コミュニケーションを支援するためのサービス・介助者等の人的支援等による環境整備と、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供を両輪として障がいのある人のアクセシビリティの向上を図ることが重要であり、社会的障壁の除去に向けた各種の取組を進めるため、社会のあらゆる場面でアクセシビリティ向上の視点を取り入れていきます。

### （3）当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

障がいのある人が多様なライフステージ（※）に対応した適切な支援を受けられるよう、教育、文化芸術・スポーツ、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。

支援に当たっては、障害者基本法第2条の障がい者の定義を踏まえ、障がい者施策が、障がい者が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目して講じられる必要があること、障がい者の支援は障がい者が直面するその時々々の困難の解消だけに着目するのではなく、障がい者の自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要があること、障がい者の家族やヤングケアラー（※）を含む介助者など関係者への支援も重要であることに留意します。

また、複数の分野にまたがる課題については、各分野の枠のみにとらわれることなく、関係する機関、制度等の必要な連携を図ることを通じて総合的かつ横断的な対応を図ります。

#### (4) 障がい特性等に配慮したきめ細かい支援

障がい福祉施策は、障がい特性、障がいの状態、生活実態等に応じた障がいのある人の個別的な支援の必要性を踏まえて策定及び実施します。その際、外見からは分かりにくい障がいを持つ特有の事情を考慮するとともに、状態が変動する障がいは、症状が多様化しがちであり、一般に、障がいの程度を適切に把握することが難しい点に留意します。

また、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病、高次脳機能障がい、盲ろう、重症心身障がいその他の重複障がい等について、障がい特性等の社会全体の更なる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図ります。

さらに、適切な役割分担の下、国、県その他関係機関と連携し、地域の実情に即した支援を実施します。

## 第4章 障がい福祉計画・障がい児等福祉計画

障がい福祉計画・障がい児等福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20に基づき策定するものです。具体的には、国が示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を踏まえて、障がい福祉サービス等の種類ごとに必要な見込量や、その確保策等を定めるものです。

### 1. 計画の基本方針

---

本計画では、障害者総合支援法・児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な計画等を策定します。

#### (1) 障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会の考えのもとに、障がいのある人などが自分の住みたい場所に住み、必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加が実現できるよう、自己決定と自己選択を尊重するとともに、意思決定の支援に努めます。

#### (2) 障がい種別によらない一元化した障がい福祉サービスの実施等

障がいに関わる制度の一元化への対応として、障がいのある人などがその障がい種別にかかわらず、必要なサービスなどを利用することができるよう、サービスの提供体制の充実を図ります。

#### (3) 課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人などの自立と社会参加を支援する観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続支援や就労支援といった重要な課題に対応するため、地域の社会資源を最大限に活用しながら、障がいのある人などの生活を地域全体で支えるサービスの提供体制の整備を進めます。

#### (4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域や暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、本市の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組めます。



## **(5) 障がい児等の健やかな育成のための発達支援**

質の高い専門的な発達支援を行う障がい児等通所支援の充実を図るとともに、各関係機関の連携の強化に努め、切れ目のない一貫した支援体制の構築を図ります。

また、医療的ケア児などの専門的な支援が必要な児童が、保健や医療、障がい福祉等の支援を円滑に受けられるような体制づくりについて圏域で協議を行うなど、包括的な支援体制の構築を図ります。

## **(6) 障がい福祉人材の確保・定着**

障がいの重度化・高齢化や人口減少などによる地域資源の減少が進行する中、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供するために、提供体制の確保と併せて、それを担う人材の確保・育成が一層重要となります。県や近隣自治体等とも協力し、専門性を高めるための研修の実施や派遣、多職種間の連携の推進等、障がい福祉人材の育成に努めます。

## **(7) 障がいのある人の社会参加を支える取組定着**

障がいのある人が文化芸術を楽しみ、創造や発表などの多様な活動に参加する機会の確保などを通じて個性や能力などを発揮することにより、障がいのある人の地域における社会参加の促進を図ります。

## 2. 前期計画の成果目標の評価

障がい福祉計画及び障がい児等福祉計画では、障がい福祉サービス等及び障がい児等通所支援の提供体制の確保に係る目標として、国が基本指針で掲げる事項について成果目標を設定することとなっています。本市が第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児等福祉計画で設定した成果目標について、実績の把握と評価を行いました。

### (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行状況

#### 【目標値・実績値】

	基準値	目標値	実績値
地域生活移行者数	令和元年度施設入所者数 90 人	6 人 (6.7%以上)	3 人
施設入所者数		88 人 (2 人 2.2%削減)	79 人

#### 【評価】

令和元年度末時点の施設入所者のうち、令和5年度末までに地域生活に移行した者の数は令和3年が2人、令和4年が0人、令和5年が1人の合計3人となり、目標の6人を下回る見込みとなっています。

また、令和元年度末の90人から2人削減し、88人を目標として設定しましたが、令和5年度末の施設入所者数は79人となり、目標を達成する見込みとなっています。

## (2) 地域生活支援拠点等における機能の充実の状況

### 【目標値・実績値】

活動指標	目標値 (令和5年度)	実績値
市内の地域生活支援拠点等の確保数	1か所	0か所
運用状況の検証及び検討回数	1回/年	—

### 【評価】

地域生活支援拠点の確保はできていないが、基幹相談支援センターを開設したことで相談体制は徐々に充実してきています。障がい者虐待対応として緊急一時保護の対応ができるような体制を取っています。

## (3) 福祉施設から一般就労への移行等の状況

### ①福祉施設から一般就労への移行者数

#### 【目標値】

一般就労移行者	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度末)	実績値 (R5.12月末現在)
	6人/年	8人/年	8人/年
内訳（一般就労前の所属）			
就労移行支援利用者	1人/年	2人/年	0人/年
就労継続支援A型利用者	2人/年	3人/年	0人/年
就労継続支援B型利用者	3人/年	3人/年	8人/年

### 【評価】

就労移行支援や就労継続支援A型事業者が本市にないため移行者はいませんが就労継続支援B型利用から一般就労に移行した数で目標達成しています。

## ②就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

成果指標	目標値 (令和5年度)	実績値
一般就労への移行者のうち就労定着支援事業を利用した者の割合	7割	0割
就労定着支援事業所数のうち就労定着率が8割以上の事業所の割合 [事業所が存在しないため未設定]	—	—

### 【評価】

就労移行支援利用者の実績がないため、達成できない見込みとなっています。

## (4) 障がい児等通所支援等の地域支援体制の整備

### ① 児童発達支援センター等を中核とした地域支援体制の整備

成果指標	目標値（令和5年度）	実績値
児童発達支援センターの整備数	1か所	1か所

#### 【評価】

児童発達支援センターを中心に、保育園・認定こども園・医療機関・障がい児等通所支援事業所等が連携を図りながら、子どもと保護者の支援を行っています。

### ② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

成果指標	目標値（令和5年度）	実績値
保育所等訪問支援事業の実施	1か所	1か所

#### 【評価】

児童発達支援センターで実施しています。

### ③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保

成果指標	目標値 (令和5年度)	実績値
児童発達支援事業所の確保	1か所	1か所

#### 【評価】

児童発達支援センターに看護師を複数配置し、支援を行っています。

### ④ 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保

成果指標	目標値 (令和5年度)	実績値
放課後等デイサービス事業所の確保	1か所	1か所

#### 【評価】

看護師を配置して受入体制を確保している民間の事業所があります。

### ⑤ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

成果指標	目標値 (令和5年度)	実績値
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1か所	1か所
医療的ケア児に関するコーディネーター配置	1人	1人

#### 【評価】

自立支援協議会こども部会内で医療的ケア児支援のための協議を行っています。医療的ケア児等コーディネーター研修修了者は伊佐市内に複数いますが、コーディネーターとしては児童発達支援センターの相談支援専門員を配置しています。

## (5) 相談支援体制の充実・強化等

### ①総合的・専門的な相談支援

#### 【実績】

令和3年10月～基幹相談支援センターを設置。相談員が障害者手帳を所持しているが障害福祉サービス等の利用利用のない方へ訪問したり、障がいのある人やその家族、関係者からの来所・電話等の相談を受けています。

### ②地域の相談支援体制の強化

#### 【実績】

基幹相談支援センターの機能強化、障害者自立支援協議会相談支援部会の運営や障がい者虐待防止センターの業務、権利擁護のための援助を行っています。

## (6) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

### ①障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

#### 【実績】

- ・研修への市町村職員の参加人数： 1人
  - ・審査結果等の情報を共有する体制の実施回数： 1回
- [障害者自立支援協議会専門部会を活用し事業所との情報共有を図ります。]

### 3. 成果目標の設定

国の新たな基本指針に基づき、成果目標及びそれに付随する活動指標の設定を行いました。

#### (1) 施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針
<p>①令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。</p> <p>②令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。</p> <p>※令和5年度末において、障害福祉計画で定めた令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8(2026)年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。</p>

目標設定に当たっての考え方
<p>本計画では、国の指針に基づき、令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の79人(基準値)に対し、6%以上となる5人(6.3%)を地域へ移行し、75人を目指します。</p> <p>また、令和4年度末時点の79人(基準値)に対し、令和8年度末までに4人(5.0%)の施設入所者数を削減します。</p>

#### 【成果目標】

項目	人数	備考
<p>【基準値】 令和4年度末の施設入所者数</p>	79人	
<p>目標年度の施設入所者</p>	75人	
<p>【目標値】 地域生活移行者</p>	5人	(6.3%)
<p>【目標値】 削減見込み</p>	4人	(5.0%)

※地域生活移行者数とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、ケアホーム、福祉ホーム、一般住宅へ移行した人の数。

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の第7期の基本指針では、市町村の成果目標は示されていませんが、精神障がい者の地域移行支援事業等に関する活動指標を見込むことが適当とされていることから、以下のとおり活動指標を見込みます。

目標設定に当たっての考え方
精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、市単位で保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、医療・障がい福祉・介護・住まい・社会参加（就労）・地域の助け合い・教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指すことを基本とします。

### 【活動指標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	0回	1回	1回
保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の参加者数	12人	12人	12人
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がい者の地域移行支援	1人	1人	1人
精神障がい者の地域定着支援	1人	1人	1人
精神障がい者の共同生活援助	30人	30人	30人
精神障がい者の自立生活援助	1人	1人	1人
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）新規	10人	10人	10人



### (3) 地域生活支援の充実

国の基本指針
<p>①令和8年度末までに地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置する等の効果的な支援体制の構築を進め、年一回以上支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。</p> <p>②令和8年度末までに強度行動障害を有する者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備（圏域での整備も可能）を進めることを基本とする。（新規）</p>

目標設定に当たっての考え方
<p>地域生活支援拠点等の整備については、地域資源の実態に応じて設定します。</p> <p>また、地区障害者自立支援協議会で運用状況の検証及び検討を年1回以上行います。</p> <p>強度行動障害を有する者に関する支援ニーズの把握については、令和5年度に実施したアンケート調査では、強度行動障害があると言われたことがある人は全体の3.6%となっています。現在、一般の住宅に家族と暮らしている人が多く、今後も一般の住宅で家族と暮らしたい人が多くなっており、福祉施設等から自宅やグループホームへ移りたいとする意見もありました。療養介護や相談支援のサービス利用意向が高くなっています。</p> <p>また、就労意向については「仕事はしたくない、できない」とする回答が多い中、若年層では、就労意向がある人もおり、障がいの等理解や職場での介助や援助への不安が伺えました。</p> <p>今後も、引き続きニーズ把握に努め、必要な支援体制の整備を検討します。</p>

目標値	令和8年度末時点の地域生活支援拠点等の確保数	1か所
	地域生活支援拠点等が有する機能の充実のため、支援の実績等を踏まえた検証及び検討回数についての年間の見込み数	2回以上
	コーディネーターの配置人数についての年間の見込み数	1人
	強度行動障害を有する人への支援体制の整備	有

## (4) 福祉施設から一般就労への移行等

### ①就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数

国の基本指針
<p>・福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。</p> <p>①就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和8年度中の一般就労への移行実績を、令和3年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。</p> <p>②就労継続支援事業については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であること等に鑑み、就労継続支援A型事業については、令和8年度中の一般就労への移行実績を、令和3年度実績の1.29倍以上、就労継続支援B型事業については1.28倍以上を目指すこととする。</p>

目標設定に当たっての考え方
<p>本市の現状を踏まえ、令和8年度に就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数を4人とし、令和3年度実績と同等とすることを目指します。</p>

項目		目標値	備考
福祉施設（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）から一般就労への移行者数		4人	令和3年度実績 4人 (1.0倍)
内 訳	令和8年度中の就労移行支援事業から一般就労への移行者数	(1人)	令和3年度実績 0人
	令和8年度中の就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数	(1人)	令和3年度実績 0人
	令和8年度中の就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数	4人	令和3年度実績 4人 (1.0倍)

※内訳の（ ）書きについては市内に事業所がないため実績がない状態です。対応可能な事業所ができれば1人をめざします。

## ②就労定着支援事業に関する目標

国の基本指針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。(新規)</li> <li>・ 就労定着支援事業の利用者数については、令和8年度中の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。</li> <li>・ 就労定着率については、令和8年度中の就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。(※目標は県のみ設定)</li> </ul> <p>※一般就労に移行する者の数に係る目標値の設定に当たり、令和5年度末において、障害福祉計画で定めた令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。</p>

目標設定に当たっての考え方
<p>本計画では、国の基本指針に基づき、令和8年度の就労定着支援事業の利用者数について、令和3年度実績と同じの1人を目指します。</p>

項目	目標値	備考
令和8年度中の一般就労への移行者のうち 就労定着支援事業の利用数	1人	1.0倍
就労定着支援事業による就労定着率8割以上の 事業所数	—	市内に事業所ないため設定なし

## (5) 障がい児等支援の提供体制の整備等

### 国の基本指針

- ・重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの充実及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
  - ①令和8年度末までに、4つの中核機能を十分に備える児童発達支援センターまたは中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備する。
  - ②令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。（※目標は県のみ設定）
  - ・令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも一か所以上確保することを基本とする。
  - ・令和8年度末までに、県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
- なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。
- ・障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置（新規）
- 令和8年度末までに県において移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。

### 目標設定に当たっての考え方

本市では、児童発達支援センター等を中核とした地域支援体制の構築を図ってきました。支援を必要とする子どもや保護者も安心して住むことができる地域となるよう、本計画においては、児童発達支援センターの4つの中核機能を充実させ、市内の障がい児等通所支援事業所の連携強化、障がい児等の地域生活支援体制の充実を図るとともに、巡回支援専門員派遣事業の活用やこども家庭センター等関係機関との連携を推進することを目指します。

医療的ケア児等が適切な支援を受けて保育園・認定こども園等での生活を送ることができるよう、また医療的ケアの支援を継続し安心して就学を迎えられるように、こども部会における保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等の連携の充実及びコーディネーターの機能強化を目指します。

項目	令和8年度末の 整備箇所数	整備形態
① 4つの中核機能を十分に備える児童発達支援センターまたは中核的な支援機能と同等の機能を有する体制の整備数	1か所	市単独による設置
② 保育所等訪問支援を利用できる体制の確保	1か所	市単独による確保
③ 難聴児支援のための体制の確保	—	県のみ
④ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	1か所	市単独による確保
⑤ 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	1か所	市単独による確保
⑥ 医療的ケア児のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置	1か所	市単独による確保
⑦ 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数	1人	市単独による確保

## (6) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針
<p>① 令和8年度末までに各市町村または圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間も地域の相談支援体制の強化に努める。</p> <p>② 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うための協議会の体制確保を基本とする。</p>

目標設定に当たっての考え方
障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を継続することを目指します。

### ①基幹相談支援センターの設置

【目標値】		
令和8年度末の 設置見込み (有・無)	確保形態 (単独又は圏域確保)	令和8年度末の 主任相談支援専門員 の設置数(人)
有	単独確保	1人

### ②基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

【目標値】		
基幹相談支援センターによる地域の相談体制の強化の取組		
令和8年度末の 地域の相談支援事業所への訪 問による助言指導数	令和8年度末の 地域の相談機関との連携強化 の取組の実施回数	令和8年度末の 個別事例の支援内容の検証の 実施回数
1件	1回	1回

### ③協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

【目標値】			
協議会における地域のサービス基盤の開発・改善			
令和8年度末の協議会 における相談支援事業 所の参画による事例検 討実施回数	令和8年度末の協議会 への参加事業所数の割 合	精神保健福祉専門部会 の設置目標年度	精神保健福祉専門部会 の開催目標年度
1回/年	90%	R8	R8

## (7) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

国の基本指針
・2026（令和8）年度末までに、都道府県や市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築することを基本とする。

目標設定に当たった考え方
<p>県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修へ、市職員及び施設職員が参加することに努めます。</p> <p>障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用するとともに、事業所等との共有を図ることを目指します。</p>

### 【目標値】

項目	令和8年度
サービスの質の向上を図るための体制の構築	有
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修や県が市町村職員に対して実施する研修の参加	参加
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数の見込み	有
	1回/年

## (8) 発達障がい者等に対する支援

国の基本指針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、プログラムの受講者数（保護者）及びプログラムの実施者（支援者）の見込みを設定する。</li> <li>・現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。</li> <li>・現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。</li> </ul>

目標設定に当たっての考え方
<p>国の基本指針に基づき、地域の医療機関等と協同して支援プログラムの実施に努めます。</p>

### 【活動指標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）	8 + 5人	16 + 5人	16 + 5人
ピアサポートの活動	5回	5回	5回

### ※用語解説

サービス名	サービス内容
ペアレントプログラム	育児に不安がある保護者や仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者が効果的に支援できるよう設定されたグループ・プログラムです。
ピアサポート	当事者同士の支え合いのことで、同じような状況にある者同士で互いの悩みなどを打ち明け、気持ちを共有・共感し、支援しあうことをいいます。



## 4. 障がい福祉サービスの見込量と確保方策

### (1) 訪問系サービス

サービス名	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅で入浴や排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事やその他生活全般にわたる援助を行うサービスです。
重度訪問介護	常時介護が必要な重度の障がい者に、自宅等で入浴や排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事やその他生活全般にわたる援助や外出時の移動中の補助を行うサービスです。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、外出時において、移動に必要な情報の提供や移動の補助を行うサービスです。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、外出時等の移動の補助などを行うサービスです。
重度障害者等 包括支援	常に介護が必要な人の中でも、介護の必要性が非常に高い人に、複数の障害福祉サービスを包括的に提供するサービスです。

なお、次頁からの表中の令和5年度は、令和5年10月までの実績に基づく見込み値であり、サービス見込み量の単位は下記のとおりです。

人／月：1か月当たりの利用人数

時間／月：1か月当たりの利用時間（時間＝人×一人当たり平均利用時間）

人日／月：1か月当たりの利用日数（人日＝人×一人当たり平均利用日数）

#### ◆見込量算出の考え方

現に支給決定を受けている数、利用ニーズ、利用量・利用者数の推移を勘案して量の見込みを設定します。

行動援護は家族や介護者の高齢化、アンケート調査結果から利用量の増加が見込まれます。

### ◆第6期計画と実績

種類	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
居宅介護	人/月	10	9	10	12	10	14
	時間/月	180	170	180	179	180	202
重度訪問介護	人/月	3	0	3	0	3	0
	時間/月	120	0	120	0	120	0
同行援護	人/月	0	0	0	0	0	1
	時間/月	0	0	0	0	0	8
行動援護	人/月	1	2	2	1	2	1
	時間/月	10	12	16	9	16	12
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

### ◆サービス見込量

	単位	第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人/月	14	14	14
	時間/月	200	200	200
重度訪問介護	人/月	3	3	3
	時間/月	120	120	120
同行援護	人/月	1	1	1
	時間/月	8	8	8
行動援護	人/月	2	2	2
	時間/月	16	16	16
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0

※実績は各年度3月末の数値です。ただし、令和5年度は見込値です。(以下、同様)

### ◆見込量確保のための方策

- 利用者のニーズを的確に把握し、障がいの程度や特性に応じ細やかなサービスが提供されるよう取組みます。
- 訪問系サービスは、障がいのある人が地域で自立した生活を送る上で不可欠なサービスであり、必要なサービスを提供できるよう相談支援事業所と関係事業者との連携を促進することなどにより、安定したサービスの提供ができる体制の整備に努めます。

## (2) 日中活動系サービス

名 称	内 容
生活介護	常に介護が必要な障がいのある人に主として昼間に施設等で入浴や排せつ・食事等の介護や創作的活動・生産活動の機会を提供するサービスです。
自立訓練 (機能訓練)	障がいのある人に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間(標準期間1年6か月)、身体機能向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
自立訓練 (生活訓練)	障がいのある人に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間(標準期間2年、長期入所・入院の場合3年)、食事や家事など日常生活能力向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
就労選択支援	障がいのある人本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスです。
就労移行支援	就労を希望する障がいのある人に、一定の期間(標準期間2年)、生産活動やその他の活動の機会を提供し、知識や能力の向上のための訓練等を行うサービスです。
就労継続支援 (A型)	一般企業などに雇用されることが困難な障がいのある人に、雇用契約等に基づき就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。
就労継続支援 (B型)	一般企業などに雇用されることが困難な障がいのある人のうち、就労移行支援を利用しても雇用に至らなかった人などに、生産活動などの活動の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、その他の支援を行うサービスです。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対して、相談を通じて生活面の課題を把握し、企業や関係機関等への連絡調整や課題解決のために必要な支援を行うサービスです。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、主として昼間に医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護や日常生活上の援助を行うサービスです。
短期入所	自宅で介護を行う人が病気などの場合、施設等で短期間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。

### ◆見込量算出の考え方

現に支給決定を受けている数、利用ニーズ、利用量・利用者数の推移を勘案して量の見込みを設定します。

就労移行支援・就労定着支援については、利用者数の減少及び地域内にサービス提供事業所がないことから利用量の減を見込みます。

### ◆第6期計画と実績

種 類	単 位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
生活介護	人/月	136	139	136	133	136	133
	人日/月	2,750	2,639	2,800	2,501	2,800	2,427
自立訓練 (機能訓練)	人/月	1	1	1	0	1	0
	人日/月	20	23	20	0	20	0
自立訓練 (生活訓練)	人/月	15	12	15	14	15	12
	人日/月	250	233	250	262	250	197
就労移行支援	人/月	2	0	2	0	2	0
	人日/月	30	0	30	0	30	0
就労継続支援 (A型)	人/月	17	11	15	13	15	13
	人日/月	320	237	300	266	300	246
就労継続支援 (B型)	人/月	135	140	135	140	135	142
	人日/月	2,350	2,530	2,400	2,416	2,400	2,442
就労定着支援	人/月	1	2	1	1	1	0
療養介護	人/月	13	12	13	12	13	13
福祉型 短期入所	人/月	160	147	160	110	160	107
	人日/月	20	21	20	20	20	20
医療型 短期入所	人/月	2	0	2	0	2	0
	人日/月	16	0	16	0	16	0

## ◆サービス見込量

(単位：1月あたりの実利用者数・延べ利用日数)

	単位	第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	135	135	135
	人日/月	2,500	2,500	2,500
自立訓練（機能訓練）	人/月	1	1	1
	人日/月	20	20	20
自立訓練（生活訓練）	人/月	15	15	15
	人日/月	250	250	250
就労選択支援	人/月		1	1
就労移行支援	人/月	2	2	2
	人日/月	30	30	30
就労継続支援（A型）	人/月	15	15	15
	人日/月	280	280	280
就労継続支援（B型）	人/月	140	140	140
	人日/月	2,500	2,500	2,500
就労定着支援	人	1	1	1
療養介護	人	13	13	13
短期入所（福祉型）	人/月	16	16	16
	人日/月	160	160	160
短期入所（医療型）	人/月	2	2	2
	人日/月	22	22	22

## ◆見込量算出の考え方及び見込量確保のための方策

- 就労継続支援 B 型の利用が増加傾向にあることも踏まえ、利用者のニーズを把握しながら支援体制の確保と充実を図ります。
- 地域移行や就労による社会参加等の実現のために、必要とする人がサービスを適切に利用できるよう、情報提供と周知に努めます。また、ハローワーク、特別支援学校、サービス提供事業所、企業などの関係団体・機関との連携を強化し、就労先の確保に努めます。
- 就労継続支援事業所等を支援するため、市内の障がい者就労施設等からの物品等の調達推進方針に基づき、物品や役務調達の推進を図ります。
- 短期入所等については、利用者のニーズを見極め、円滑な利用促進のため事業者と連携を図ります。また、アンケートでは障がい児の利用意向が高くなっています。未就学児も利用できる体制の整備について、事業者と連携し、その実施を目指します。

### (3) 居住系サービス

名 称	内 容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人に対して、一定の期間にわたり、定期的に居宅を訪問し、日常生活等について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うサービスです。
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間に、共同生活を営む住居において相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うサービスです。
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に、主として夜間に入浴、排せつ、食事の介護や生活に関する相談、助言、その他の必要な日常生活上の支援を行うサービスです。

#### ◆見込量算出の考え方

現に支給決定を受けている数、利用ニーズ、利用量・利用者数の推移を勘案して量の見込みを設定します。

自立生活援助については、地域内にサービス提供事業所がないこともあり、現状は利用者がいない状況ですが、今後の利用量を見込みます。

施設入所支援については、地域生活への移行の推進を図る観点から、利用者数の減を見込みます。

#### ◆第6期計画と実績

種 類	単 位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
自立生活援助	人/月	1	0	1	0	1	0
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	80	86	80	85	80	91
施設入所支援	人/月	88	83	87	80	86	78

#### ◆サービス見込量

	単位	第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	95	95	95
施設入所支援	人/月	79	77	75

#### ◆見込量及び確保のための方策

- 障がいのある人が、地域で自立した生活を送るうえで、必要なサービスを提供できるように、利用者のニーズに応じたサービスの提供体制の確保に努めます。
- また、障がいに対する理解の促進に努めるとともに、地域生活への移行を支援します。

## (4) 相談支援

名 称	内 容
計画相談支援	障がい福祉サービス等を利用する障がいのある人が適切にサービスを利用できるよう、サービス等利用計画の作成や見直していくための支援を行うサービスです。
地域移行支援	施設に入所している障がいのある人や精神科病院に入院している精神障がいのある人が地域生活に移行する場合に、住居の確保などの相談やその他の必要な支援を行うサービスです。
地域定着支援	居宅において単身などで生活する障がいのある人に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態などに、相談、その他必要な支援を行うサービスです。

### ◆見込量算出の考え方

現に支給決定を受けている数、利用ニーズ、利用量・利用者数の推移を勘案して量の見込みを設定します。

### ◆第6期計画と実績

種 類	単 位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
計画相談支援	人/月	60	70	60	70	60	73
地域移行支援	人/月	3	1	3	1	3	1
地域定着支援	人/月	1	0	1	0	1	0

(単位：1月あたりの実利用者数)

	単位	第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	75	75	75
地域移行支援	人/月	2	2	2
地域定着支援	人/月	1	1	1

### ◆見込量確保のための方策

- 利用者のニーズに応じた最適のサービス利用ができるよう相談支援の質の向上と人材確保に努めます。
- 地域移行支援や地域定着支援の提供に向けて、入所施設や医療機関、福祉サービスの提供事業所などとの連携を促していきます。



## 5. 障がい児等通所支援及び児童相談支援の見込量と確保方策

児童福祉法を根拠とする障がいのある児童等を対象とした支援は、通所・入所の利用形態の別により、障がい児等通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援）と障がい児入所支援（福祉型・医療型）に分かれています。

障がい児等通所支援とその利用に必要な児童相談支援の内容と今後の事業量の見込みは以下のとおりです。

名 称	内 容
児童発達支援	主に未就学の障がいのある児童や支援を必要とする児童等に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を含め、丁寧な支援を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がいのある児童や支援を必要とする児童等に、授業の終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流・活動のための支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいの状態にあり外出することが著しく困難な障がいのある児童に対して、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。
児童相談支援	障がいのある児童や支援を必要とする児童等について、福祉サービスを利用するため、児童の心身の状況や環境、児童又はその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた支援利用計画の作成、サービスの利用状況の検証、計画の見直し等を行います。

### ◆見込量算出の考え方

第2期計画の実績及び地域の実態を踏まえ、第3期計画期間の障がい児等通所支援及び児童相談支援の見込量を示します。

◆第2期計画と実績

種 類	単 位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
児童発達支援	人/月	88	72	88	81	88	83
	人日/月	585	425	585	462	585	481
	事業所数	3	3	3	3	3	3
放課後等デイサービス	人/月	82	75	82	81	82	80
	人日/月	850	683	850	721	850	792
	事業所数	3	3	3	3	3	3
保育所等訪問支援	人/月	6	1	6	1	6	0
	人日/月	12	2	12	1	12	0
	事業所数	1	1	1	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人/月	1	0	1	0	1	0
	人日/月	4	0	4	0	4	0
	事業所数	1	0	1	0	1	0
児童相談支援	人/月	43	42	43	42	43	45
	事業所数	2	2	2	2	2	2

(単位：1月あたりの実利用者数・延べ利用日数)

	単位	第3期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	95	95	95
	人日/月	550	550	550
	事業所数	3	3	3
放課後等デイサービス	人/月	90	95	95
	人日/月	890	940	940
	事業所数	5	6	6
保育所等訪問支援	人/月	6	6	6
	人日/月	12	12	12
	事業所数	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人/月	1	1	1
	人日/月	4	4	4
	事業所数	1	1	1
児童相談支援	人/月	47	50	50
	事業所数	2	2	3

## ◆見込量確保のための方策

### (児童発達支援)

- 利用者負担の全額助成、給食費等の助成により、並行通園でも利用しやすい仕組みを維持します。また、保育園、幼稚園、認定こども園、親子教室等との連携により、発達支援の充実を図ります。

### (放課後等デイサービス)

- 利用者負担の全額助成により、利用しやすい仕組みを維持します。また、特別支援学級の在籍児童が学年の制限を受けずに利用できるなど、提供体制と支援内容の充実について事業所との連携を図ります。

### (保育所等訪問支援)

- 保護者や保育所・認定こども園等への制度周知に努め、児童も保育士等も安心して園で活動できるよう支援の充実を図ります。

### (居宅訪問型児童発達支援)

- 制度周知に努めるとともに、こども部会や保健、医療、福祉等の関係機関で情報を共有し、個別に支援内容を検討しながら、児童発達支援センターを中心に支援を行います。

### (児童相談支援)

- ケース検討や研修等を通じて、相談支援事業所の職員のスキルアップと障がい児等通所支援事業所との連携を図ります。
- 必要な時に必要な支援の提供にスムーズにつながられるよう、支援体制の確保について相談支援部会等で検討します。

### (全体)

- アンケート調査でニーズの高かった放課後等デイサービスについては、これまでも保護者から要望が出ていたため、自立支援協議会こども部会で取り上げたところ、地域に必要ならと民間の事業所から事業所新設の提案をいただいています。これからも、こどもと保護者が安心して暮らせるまちづくりのために関係機関で課題を共有し、地域で何が必要なのかを一緒に考え、役割分担をしながら地域課題の解決に取り組みます。

## 6. 地域生活支援事業の推進

地域生活支援事業は、障がいのある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的・効率的に実施することを目的としています。

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業（※）と、市町村の判断で実施することができる任意事業（※）があります。

### （1）理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して障がいや、障がいのある人に対する理解を深めるための研修や啓発活動などを行うものです。

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	-	0	0	2	2	2	2

#### ◆見込量確保のための方策

地域住民向けの研修や支援者向けの研修会を基幹相談支援センターが企画し開催しています。

2か月に1回のペースで市報に基幹相談支援センターだよりを掲載し、障がいへの理解を深める啓発活動を行っており、継続していきます。

### （2）自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民などによる自発的な取組を支援するものです。

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	-	0	0	1	1	1	1

#### ◆見込量確保のための方策

自主活動のピアサポートグループと基幹相談支援センターが共同企画し、居場所づくりを行い、ピアサポートグループの活動を支援していきます。

### (3) 相談支援事業

障がいのある人やその保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供・助言、福祉サービスの利用援助や権利擁護のための援助を行うことにより、障害のある人が自立した日常生活又は社会生活をおくることができるよう支援する事業です。

種類	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
①相談支援事業所	事業所数	3	3	3	3	3	3
	実施数(箇所)	2	2	2	2	2	2
②基幹相談支援センター	設置数	1	1	1	1	1	1

種類	単位	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
①相談支援事業所	事業所数	3	3	3	3	4	4
	実施数(箇所)	2	2	2	2	3	3
②基幹相談支援センター	設置数	1	1	1	1	1	1

#### ◆見込量確保のための方策

- 障がいのある人が、身近な地域で相談が受けられるよう相談窓口の周知を図り利用促進に努めます。
- 関係事業所と連携を図り、地域の包括的な相談支援を担えるよう体制確保に努めるとともに相談支援の質の向上と人材確保に努めます。

### (4) 成年後見制度利用支援事業

障がいのある人で判断能力が不十分な人について、財産管理や福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見の申立てに必要な経費や後見人等の報酬の全部または一部を助成します。

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業(利用件数)	件/年	0	0	1	2	2	2

#### ◆見込量確保のための方策

- 制度の周知を図るとともに、伊佐市成年後見制度利用促進協議会を活用しながら制度の利用促進を図ります。

## (5) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能の障がいや難病のため意思疎通を図ることに支障のある人等に、手話通訳者派遣等の方法により、障がいのある人等とその他の人との意思疎通を支援する事業です。

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者の派遣件数	件/年	6	1	3	4	4	4
要約筆記者の派遣件数	件/年	0	1	1	1	1	1

### ◆見込量確保のための方策◆

- 事業の周知を図るとともに、スマートフォンやタブレットを活用した遠隔手話通訳サービスの利用促進を図ります。

## (6) 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある人等の自立した日常生活及び社会生活をおくることができるよう、日常会話程度の手話表現技術を習得した人を養成します。

また、聴覚障がいのある人等との交流活動や市の広報活動などの支援者として期待されます。

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業（受講者数）	人/年	—	—	—	20	20	—

### ◆見込量確保のための方策

- 手話サークル団体などの協力を得ながら、手話の周知に努めるとともに、手話奉仕員養成研修後の活動の場の拡充を図ります。

## (7) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人等に対し、ガイドヘルパーの派遣等により外出の支援を行い、地域における自立生活や社会参加の促進を図ります。

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業 個別支援型	人	1	0	0	3	3	3
	時間	2	0	0	6	6	6
移動支援事業 グループ支援型	人	0	1	1	5	5	5
	時間	0	18	31	60	60	60

### ◆見込量算出の考え方

- サービス提供事業所の確保を図るため、市内外の事業所との委託や新規事業者の参入を促す働きかけを行います。

## (8) 日常生活用具給付等事業

障がいのある人に対し、日常生活用具（※）を給付すること等により日常生活の便宜を図ります。

名 称	内 容
介護・訓練用支援用具	特殊寝台や特殊マットなど障がいのある人等の身体介護を支援する用具や障がいのある児童が訓練に用いる椅子等の用具を給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者屋内信号装置など、障がいのある人等の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具を給付します。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計など、障がいのある人等の在宅療養を支援するための用具を給付します。
情報意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、障がいのある人等の情報収集、伝達や意思疎通を支援する用具を給付します。
排泄管理支援用具	ストマ用装具など、障がいのある人等の排せつ管理を支援する衛生用品を給付します。
住宅改修費	手すりの取付け、床段差の解消など、障がいのある人で介護保険等の給付が受けられない場合に居宅における移動等を円滑にするための小規模な住宅改修に伴う費用の一部を助成します。

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件/年	1	3	1	1	1	1
自立生活支援用具	件/年	1	0	2	1	1	1
在宅療養等支援用具	件/年	2	4	4	4	4	4
情報・意思疎通支援用具	件/年	4	6	3	4	4	4
排泄管理支援用具	件/年	864	830	589	600	600	600
住宅改修費	件/年	1	0	2	1	1	1

◆見込量確保のための方策

- 障がいのある人のニーズに合った用具を給付できるよう適切な情報提供に努めます。

(9) その他の事業 (任意事業)

①日中一時支援事業

障がいのある人等の日中における活動の場を確保し、本人の活動支援や家族の就労支援、日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とした事業です。

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数	箇所	5	5	5	5	5	5
利用者数	人/年	31	17	14	15	15	15

◆見込量確保のための方策

- 事業の周知を図るとともに、障がいのある人の日中活動の場を確保し、日常的に介護を行っている家族等の介護負担の軽減や就労支援を図ります。また、身近に利用できるよう、サービス提供事業所の確保に努めます。



## 第5章 計画の推進体制

### 1. 計画の推進のために

---

障がい福祉施策は、福祉部門だけではなく、医療・保健・教育・就労など多方面にわたっています。福祉課及び子ども課が中心となり、庁内関係各部門と連携を図りながら計画を推進してまいります。

また、計画の着実かつ効果的な推進を図るため、定期的な協議を行うなど、庁内の関係各部門並びに障がいのある人の支援機関や各種団体、医療機関、民生委員・児童委員（※）等の連携を強化します。

#### (1) 連携・協力の推進

障がいがある人の地域生活への支援や就労支援を着実に推進するため、障がい福祉サービス事業者・関係機関・地域及び障がい者団体等との連携を深め、協力体制の構築に中核的な役割を果たす自立支援協議会を活用し、地域における障がい福祉に関するネットワークの構築に一層努めます。

広域的に対応することが望ましい事業については、可能な限り近隣市町との連携を図るとともに、国、県の役割に関して必要な要望を行うなど、適切な役割分担や情報交換を通じて関係機関との連携を深め、施策の推進を図ります。

#### (2) 広報・啓発の推進

障がいの有無にかかわらず、市民がともに暮らす地域の実現のために、障がいについての正しい理解を深める必要があります。障がいや障がいのある人に対する理解と正しい知識の普及に向け、障害者総合支援法や障害者差別解消法等の普及啓発に努めるとともに、「ノーマライゼーション」の理念の定着を図ります。

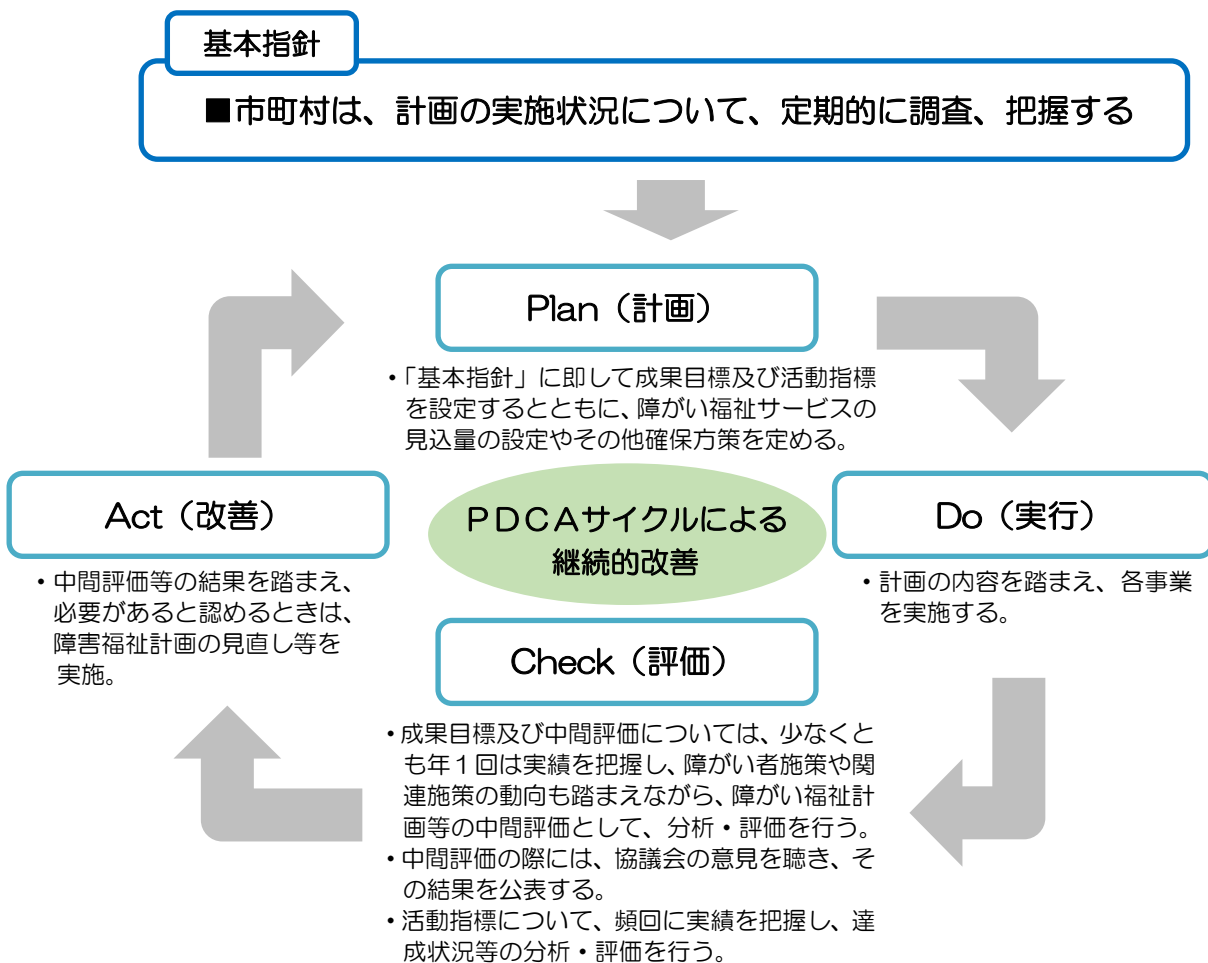
また、本計画に基づく事業・施策を推進するため、市のホームページや広報誌等を通じて広く周知を図るとともに、必要とする障がい福祉サービスを誰もが適切に利用できるよう取り組みを進めます。今後も、サービス内容や利用手続きなどの情報について分かりやすいパンフレットの作成、事業所や民生委員・児童委員（※）などの関係機関との連携により周知を図ります。

## 2. 推進体制の整備

本計画書にある施策やサービスの実効性を高めるため、計画の進捗管理を行う機関として伊佐市障害者自立支援協議会に結果を報告し、住民視点、当事者視点、専門的視点から進捗状況を評価したうえで、施策のより効果的な推進に役立てるとともに、事業の見直しを行います。

なお、評価においては、PDCAサイクルを用い、少なくとも年1回の評価分析に努め、必要な場合は、計画を見直すこととします。

障がい福祉計画等における基本指針に即して定めた数値目標を「成果目標」とし、各サービスの見込量を「活動指標」とします。



# 資料編

## 伊佐市障害者自立支援協議会要綱

### (設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3の規定に基づき、市の障害福祉に関する諸般の問題について連絡調整を図り、中核的な役割を果たす協議の場として、伊佐市障害者自立支援協議会(以下「協議会」という。)を置く。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 相談支援事業に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の障害福祉関係機関の連携及び支援体制に関すること。
- (4) 障害者計画及び障害福祉計画並びに障害児福祉計画に関すること。
- (5) 障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会において必要と認めること。

### (組織)

第3条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。

### (委員)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる関係機関、団体等から推薦された委員で組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療・福祉・教育・雇用関係者
- (4) 民生委員・児童委員の代表者
- (5) 障害者関係団体の代表者
- (6) 学識経験者
- (7) 障害当事者又はその家族

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数以上の者の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の徴収等)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第8条 協議会には、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(守秘義務)

第9条 委員は、協議会において知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年11月1日から施行する。

## 1. 伊佐市障害者自立支援協議会委員名簿

(敬称略・順不同)

	氏名	団体・組織等	役職名
1	有馬 修美	障がい者支援施設星空の里	施設長
2	前畑 竜郎	指定特定相談支援事業所あけぼの	管理者
3	堀ノ内 真理子	子ども発達支援センターたんぽぽ	園長
4	宮田 道明	障がい者支援施設大口園	施設長
5	内山 和行	社会福祉法人 慈和会	事務局長
6	吾孫子 幹	社会福祉法人 正念寺福社会	理事長
7	富永 あつ子	社会福祉法人 ひまわり福社会	理事長
8	竹内 祐治	一般社団法人 治	代表理事
9	野村 治男	伊佐市社会福祉協議会	会長
10	前田 広則	就労継続支援B型事業所 いさ工房	管理者
11	村田 明香	就労支援センター なないろ	施設長
12	増田 百合香	大口保健所	支所長代理
13	下田 千恵	国分公共職業安定所 大口出張所	統括職業指導官
14	永田 雅子	医療法人慈和会大口病院	理事長
15	長井 典子	伊佐市民生委員児童委員協議会	伊佐市民生委員児童委員協議会理事
16	曾山 忠	伊佐市身体障害者協会	会長
17	寺前 正志	伊佐市手をつなぐ育成会	会長
18	奥 政治	県立出水特別支援学校	校長
19	築瀬 桃子	たんぽぽ親の会	代表
20	久木田 昌之	伊佐市役所	学校教育課長

## 2. 用語集

あ行	
アクセシビリティ	高齢の人や障がいのある人などを含め、誰でも必要とする情報に簡単にたどりつけ、提供されている情報や機能を利用できること。
インクルーシブ教育	障がいのある人が精神的および身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みのこと。
た行	
聴覚障害者用通信装置	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等による通信が可能な機器であり、障がいのある人が容易に使用し得るもの。
聴覚障害者用情報受信装置	字幕及び手話通訳機能付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、障がいのある人が容易に使用し得るもの。
な行	
日常生活用具	聴覚障害者用通信装置や聴覚障害者用情報受信装置などの道具。
任意事業	障がいのある人が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう障害者総合支援法により市町村に実施が義務付けられている事業のほか、市町村の判断により行う選択事業。
ノーマライゼーション	障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会を目指すという理念。
は行	
必須事業	障がいのある人が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう障害者総合支援法により、市町村に実施が義務付けられている事業。
ま行	
民生委員・児童委員	民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱を受けた民間の奉仕者で、住民の相談に応じ、必要な援助を行うなど、社会福祉の増進のための活動を行う。また、民生委員は児童福祉法に基づき児童委員を兼ね、地域の児童及び妊産婦の生活や環境の状況を適切に把握し、その保護、保健、その他福祉に関する援助・指導などの活動も行う。
や行	
ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍や年齢・性別・能力などの違いにかかわらず、出来るだけ多くの人が利用できることを目指した建築（設備）・製品・情報などの設計（デザイン）のことであり、またそれを実現するためのプロセス（過程）のこと。
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあるとされている。
ら行	
ライフステージ	人の一生を少年期・青年期・壮年期などに区切った、それぞれの段階。進学や就職、結婚、出産、退職など生活の節目に着目した生活様式のとらえ方。

---

伊佐市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児等福祉計画

---

発行年月：令和6年3月

発行者：伊佐市

編集：福祉課

〒895-2511 鹿児島県伊佐市大口里1888番地

電話 0995-23-1311 FAX 0995-22-5035